

令和7年度 業務のご報告

ディスクロージャー誌



鳥取中央農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A鳥取中央は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「令和 7 年度業務のご報告」を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月

鳥取中央農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A鳥取中央の概要

(令和 8 年 1 月 31 日現在)

◇設 立	平成 10 年 2 月
◇本店所在地	鳥取県倉吉市越殿町 1409 番地
◇出 資 金	3,271 百万円
◇総 資 産	176,303 百万円
◇単体自己資本比率	13.07%
◇組 合 員 数	20,443 名 (うち正組合員 9,654 名) (うち准組合員 10,789 名)
◇役 員 数	理事 18 名 監事 6 名
◇職 員 数	272 名
◇貯 金 残 高	156,397 百万円
◇貸出金残高	28,524 百万円
◇長期共済保有高	416,528 百万円
◇購買品供給・取扱高	3,119 百万円
◇販売品販売・取扱高	18,254 百万円
◇代 表 番 号	0858(23)3000
◇ホームページアドレス	http://www.ja-tottorichuou.or.jp
◇子 会 社	株式会社グリーンコープ 株式会社 J A 中央サービス 鳥取東伯ミート株式会社 株式会社グリーンファーム大黒

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和7年度）	3
5. 地域貢献情報	12
6. リスク管理の状況	14
7. 自己資本の状況	17
8. 主な事業の内容	18

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	26
2. 損益計算書	27
3. 注記表	28
4. 剰余金処分計算書	46
5. 部門別損益計算書	47
6. 会計監査人の監査	47

II 損益の状況

1. 最近の5年間の主要な経営指標	48
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	49
4. 受取・支払利息の増減額	49

III 事業の概況

1. 信用事業	50
（1）貯金に関する指標	
（2）貸出金等に関する指標	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
（5）有価証券等の時価情報等	
（6）預かり資産の状況	
2. 共済取扱実績	57
（1）長期共済新契約高・長期共済保有高	
（2）医療系共済の共済金額保有高	
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高	
（4）年金共済の年金保有高	
（5）短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	58
（1）購買事業取扱実績	
（2）販売事業取扱実績	
（3）保管事業取扱実績	
（4）利用事業取扱実績	
（5）その他の事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1. 利益率	60
2. 貯貸率・貯証率	60

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	61
2. 自己資本の充実度に関する事項	63
3. 信用リスクに関する事項	67
4. 信用リスク削減手法に関する事項	73
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	75
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	75

7. CVAリスクに関する事項	75
8. マーケット・リスクに関する事項	75
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	75
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	77
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	78
12. 金利リスクに関する事項	78

VI 連結情報

1. グループの概況	80
（1）グループの事業系統図	
（2）子会社等の状況	
（3）連結事業概況（令和7年度）	
（4）最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
（5）連結貸借対照表	
（6）連結損益計算書	
（7）連結キャッシュ・フロー計算書	
（8）連結注記表	
（9）連結剰余金計算書	
（10）農協法に基づく開示債権	
（11）連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	107
（1）自己資本の構成に関する事項	
（2）自己資本の充実度に関する事項	
（3）信用リスクに関する事項	
（4）信用リスク削減手法に関する事項	
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	
（7）CVAリスクに関する事項	
（8）マーケット・リスクに関する事項	
（9）オペレーショナル・リスクに関する事項	
（10）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
（11）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
（12）金利リスクに関する事項	

VII 財務諸表の正確性等にかかる確認

【JAの概要】

1. 機構図	124
2. 役員構成	125
3. 組合員数	125
4. 組合員組織の状況	126
5. 特定信用事業代理業者の状況	126
6. 地区一覧	127
7. 沿革・あゆみ	127
8. 店舗等のご案内	130

※ 本冊は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

平素から組合員、利用者の皆様にはＪＡの事業運営につきまして格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は、早期の梅雨明け、酷暑、干ばつ等の影響により、生産者の皆様にとりましては、栽培管理面で厳しい年となりましたが、品質を重視した生産により、市場や消費者から高い信頼と評価を得ることができ、梨、西瓜を始めとした多くの品目が高単価での販売となりました。また、倉吉西瓜生産部が新規就農者確保の取組と販売金額の大幅な増加が高く評価され、日本農業賞を受賞されました。誠にありがとうございます。

水稻では、作況単収指数 106 の良となり、米食味ランキングでは、“きぬむすめ”が 6 年連続、“星空舞”が 3 年ぶりにそれぞれ「特Ａ」を獲得しました。従来の概算金につきましては、令和 7 年産米から生産経費を踏まえた生産費払い方式へと変更し、令和 8 年産も継続して主食用米増産と集荷の強化を図ってまいります。

一方、農業を取り巻く環境は、世界的な世相と相まって、生産資材、飼料、燃料費等の価格高騰が高止まりし大変厳しい状況が続いています。当ＪＡとしましても、コスト低減に向けた各種取組や堆肥の利活用の推進、行政等への支援要請を継続してまいります。また、各生産部の栽培暦に沿った管理の徹底により、鳥取中央農協が誇る特産品のブランド価値を更に高め、市場との連携、各種ＰＲによる有利販売に努めてまいります。

加えて、今年 4 月に全面施行されました食料システム法に基づき、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のため、費用を考慮した適正な価格形成（フェアプライス）についても市場関係者との交渉等の取組を更に進めてまいります。また、多様化する組合員の皆様のニーズにお応えするため、ライフプランの提案を強化し、信用事業、共済事業、生活事業を通じて、安心して豊かな暮らしづくりを支援してまいります。

今後も、複雑化する社会情勢に対応し、役職員一人ひとりが法令遵守の意識を一層徹底するとともに組合運営の健全化と業務の効率化に努め、組合員、利用者の皆様に心から寄り添うＪＡを目指して役職員一丸となって力を尽くしてまいりますので、引続き、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月

鳥取中央農業協同組合
代表理事組合長 蔵増 保則

1. 経営理念

J A鳥取中央は、農業を愛し、人間愛に満ちた、永続的な中央愛を築きます。

- ① 農業愛…恵まれた大地を活かし、愛されるブランドを育て、みんなが誇れる農業を実現します。
- ② 人間愛…地域から愛される職員を育成し、組合員とともに人間愛に満ちた組織をつくります。
- ③ 中央愛…永続的な中央愛を築くため、事業の選択と集中により、経営基盤を強化します。

＜基本方針＞

J A鳥取中央は組合員とともに「必要とされるJ A」を目指し、自己改革・経営改革へ挑戦いたします。

- ① 地域農業を振興するため、農業生産の拡大と農業者の所得増大を目指す自己改革の着実な実践
- ② 環境変化に適応した事業の選択と集中に基づく経営基盤の強化と内部統制整備の構築
- ③ 働きやすい職場環境の構築による職場の活性化と組合員等への最大のサービス提供
- ④ 組合員（正・准）の事業運営への参加・参画による協同組合運動の強化及び組織基盤づくり
- ⑤ 広報・情報・文化活動を通じた食農教育と地域の活性化

2. 経営方針

○組合員・地域とともに食と農を支える協同の力 ～協同活動と総合事業の好循環～

はじめに

農業やJ Aを取り巻く環境は、世界的な情勢不安や円安の影響を受け、生産資材、燃料費等の価格高騰が継続するなど大変厳しい状況が続いています。当組合としましてもコスト低減に向けた各種取組や支援策の実施、行政等への要請も継続してまいります。また、J A鳥取中央が誇る特産品のブランド価値をさらに高め、再生産可能な価格形成に向けて、市場との連携やPRによる有利販売に努めてまいります。

さらに、多様化する組合員の皆様のニーズにお応えするため、ライフプランの提案を強化し、信用事業、共済事業、生活事業を通じて安心できる暮らしを支えてまいります。

複雑化する社会情勢に対応し、役職員一人ひとりが法令遵守の意識を徹底し、組織運営の健全化と業務の効率化に努め、組合員・利用者の皆様に心から寄り添うJ Aを目指して役職員一丸となって力を尽くしてまいります。

5つの重点方針は以下のとおりです。

I 「食料・農業への貢献」

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として持続可能な農業基盤づくりに取り組み、農業所得の増大と農業生産の拡大を図ります。

II 「豊かな暮らし・地域活性化」

協同活動と総合事業により組合員の暮らしへの貢献、地域社会の活性化・地域コミュニティの維持による地域社会の持続的発展に貢献します。

III 「組織基盤の強化」

組合員の意思反映に向けた対話に取り組み、協同活動と総合事業を通じて組合員との関係強化を図ります。また、J Aが「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としてさらなる助け合いの力を発揮するため、J Aの仲間づくりに取り組みます。

IV 「経営基盤の強化」

将来にわたり組合員・利用者のニーズに対応したサービスを提供していくために、不断のJ A自己改革を着実に実践して財務・収支の改善を図り、持続可能な経営基盤の構築に取り組みます。また、高度なガバナンス・内部統制の構築に取り組み、組合員・利用者から信頼される組織・業務運営を進めます。また、その土台となる協同組合らしい人づくりに取り組みとともに、職員が働きやすい、働きたいと感じる職場づくりに取り組みます。

V 「農業・J Aへの理解と共感の醸成に向けた情報発信」

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた「食料の安全保障の確保」「適正な価格形成」について県民理解の醸成及び行動変容に向けた情報発信に取り組みます。また、J Aの存在意義、提供する価値について理解、共感を醸成するため、広報誌やSNS等での情報発信を積極的に行います。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和 7 年度）

ＪＡ鳥取中央は、10 年・20 年先も愛されるＪＡをめざして、『農業愛』『人間愛』『中央愛』の 3 つの経営理念を宣言し、食と農を基軸とする地域に根差した協同組合づくりをめざし、積極的な「創造的自己改革」により、「みんなが誇れる農業の実現」に取り組みました。

令和 7 年度は第 9 次中期経営計画の 2 年目に当たり、自己改革の 3 つの基本目標である「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域の活性化」を中心として『シン・地方創生総合戦略』を継続し、生産基盤の拡大に向けて計画・実行しました。加えて、「働きやすい職場環境の構築」「組織・経営体質の強化」を柱とした活動による「持続可能な農業」「地域社会への貢献」「協同組合としての役割発揮」等の実現に向けた自己改革を進め、以下のとおり取り組んでまいりました。

(1) 農業生産の拡大

① 『シン・地方創生総合戦略』の実施（5 年目）により産地基盤の拡大につなげました。

シン・地方創生 総合戦略	令和 2 年度 (計画基準値)	令和 3 年度 (1 年目)	令和 4 年度 (2 年目)	令和 5 年度 (3 年目)	令和 6 年度 (4 年目)	令和 7 年度 (5 年目)
“二十世紀梨”の 生産拡大	151.2ha	141.1ha	134.2ha (目標 135ha)	122.8ha (目標 135ha)	113.8ha (目標 135ha)	105.2ha (目標 135ha)
梨振興品種の 生産拡大	66.5ha	53.3ha	54.2ha (目標 60ha)	57.1ha (目標 60ha)	59.4ha (目標 60ha)	61.2ha (目標 60ha)
ブロッコリー 生産拡大	175ha	224.0ha	239.6ha (目標 400ha)	235ha (目標 300ha)	212ha (目標 300ha)	210ha (目標 300ha)
西瓜の生産拡大	—	—	—	274ha	265ha (目標 279ha)	262ha (目標 279ha)
“星空舞”の 生産拡大	337ha	386ha	356ha (目標 381ha)	372ha (目標 500ha)	385ha (目標 500ha)	412ha (目標 500ha)
和牛子牛生産 頭数の増頭	1,320 頭	1,500 頭	1,620 頭 (目標 1,550 頭)	1,635 頭 (目標 1,650 頭)	1,674 頭 (目標 1,650 頭)	1,568 頭 (目標 1,650 頭)

※二十世紀梨はハウス含む、梨振興品種：“なつひめ”“新甘泉”“秋甘泉”“王秋”

(2) 農業者の所得増大

生産コストの高騰を農業者の負担で終わらせることの無いように、販売価格への適正転嫁を方針とし、販売促進とブランド力向上の取組みを進め、農畜産物 183 億円の販売額を達成しました。

(3) 地域の活性化

～ＪＡの総合事業やくらしの活動の展開、地域の関係団体との連携を通じた協同組合としての役割発揮～

- ① 農業、食、協同組合への理解を深める広報活動に取り組みました。
 - ・ 広報誌、ホームページ、SNS を活用し、自己改革の取り組み状況や成果の「見える化」
- ② 地域や子どもの未来に貢献する活動「みらいサポート愛」に取り組みました。
 - ・ 社会福祉協議会と連携し、管内の「子ども食堂」へ地元農畜産物及び『家の光』『ちゃぐりん』等を贈呈
 - ・ 農福連携による人材紹介、女性会による手作り雑巾やお米の寄付活動の実施、青壮年部による休耕地を利用した環境整備や稲刈り作業等、食農教育を実践
- ③ 支所を拠点とした「支所行動計画」を策定し、地域とのつながりを深める活動を展開しました。
 - ・ お客様感謝デーの実施、支所に花いっぱい運動、1 支所 1 企画ふれあい旅行等

(4) 働きやすい職場環境の構築による職場の活性化

～自ら問題・課題を発見し解決に導ける自律型職員養成の取り組み～

- ① 職員一人ひとりが経営理念を実現できる職員の育成を行いました。
 - ・経営理念を踏まえた「めざす職員像」の取組運動の実践、変形労働時間制導入、有給休暇取得勧奨、ノー残業デー運動の継続実施等
- ② 各業務に必要な資格等、職員のキャリアアップに向けた積極的な資格取得・各種研修の受講を行いました。
 - ・地域営農マネージャー資格取得を奨励し、研修を受講
 - ・毒劇物取扱者試験・職員資格認証試験・内部監査士試験等、資格の積極的な受験

(5) 組織・経営体質の強化

～組合員（正・准）の事業運営への参加・参画の取り組み～

組合員の意見要望を収集し、事業運営への反映に努めました。

- ・座談会の開催、支所運営委員会への准組合員の参加、准組合員のつどいの開催（令和7年11月：JA事業説明、講演「お米の流通とJAグループ鳥取の取組み」 21名参加）

～財務の健全化、コンプライアンス体制の強化～

- ① 自己資本の基準（固定比率）改善計画に沿った取り組みと不稼働資産の処分等を実施し財務改善を図り、経営基盤の強化に努めました。
- ② 自己資本比率の維持・向上に向けて剰余金の確保と内部留保に努めました。
- ③ 健全な財務に資する内部統制システムを構築し、コンプライアンス体制の強化に努めました。

主要事業の実績

貯金平均残高	1,564 億円	（計画 1,573 億円）
貸出金平均残高	270 億円	（ 247 億円）
長期共済保有契約高	4,165 億円	（ 4,177 億円）
長期共済新契約高（保障金額）	192 億円	（ 179 億円）
購買品供給・取扱高	31 億円	（ 33 億円）
販売品販売・取扱高	183 億円	（ 169 億円）

信用事業

■貯金

貯金総額 156,397,100千円

■貸出金

貸出金総額 28,524,332千円

(1) 貯 金

- ① 個人貯金キャンペーンの展開と農産物代金および年金振込額の増加により、個人貯金は955百万円増額しましたが、事業資金の流出により総貯金残高としては、前年比100%となりました。（個人貯金残高136,949百万円）
- ② 年金新規・指定替・予約キャンペーンを実施し、年金会員拡大に努めました。
（年金友の会会員数10,439名、年金振込額11,656百万円）
- ③ 年金口座・J Aカード・各種公共料金の口座自動振替を推進するとともに、家計メイン化に努めました。
- ④ 金融専門知識の習得・人材育成・相談業務拡充のため、通信教育の受講・集合研修・銀行業務検定試験等の受検を積極的に行い、職員のスキルアップを図りました。
（銀行業務検定他9検定 合格者14名）
- ⑤ J Aバンクアプリ・ネットバンクの利用促進を図りました。
（ネットバンク契約口座数2,667件、ネットバンク定期受入総数156件・139百万円）
- ⑥ 特別金利キャンペーンと特産品付定期貯金キャンペーンを春（3月・4月）夏（7月・8月）と冬（10月～12月）に実施しました。（キャンペーン総額5,424百万円の実績）
- ⑦ 特殊詐欺被害未然防止策の強化により、前年に比べ件数、金額とも減少しました。
詐欺件数1件 被害額約20万円 （前年度 特殊詐欺3件 被害総額約10百万円）
- ⑧ 窓口タブレットを導入し、利便性向上と業務の効率化を図りました。

(2) 融 資

- ① 営農・支所金融課・農業融資センターとの連携による農家同行訪問に取り組み、資金需要対応を図りました。（訪問戸数80戸に対し、訪問回数147回、融資実績105百万円）
- ② ローンセンターを中心に支所と連携し住宅ローンを積極的に展開するとともに利用者へ迅速かつ適正に対応し、住宅ローン新規82件を実行しました。
住宅ローン新規実行金額 2,038百万円（前年度1,073百万円）
- ③ 自動車・農機具購入資金に対して軽減金利を設定し、マイカーローン・農機ローン利用促進を図りました。
マイカーローン新規契約件数 203件437百万円、農機ローン新規契約件数 23件48百万円
- ④ 農業近代化資金を積極的に推進し、農業者へ低利資金の提供に努めました。
農業近代化資金実行金額 17件77百万円（前年度42件183百万円）
- ⑤ ウクライナ情勢を起因とする資材等価格高騰の影響を受けた農業者への緊急支援融資を実行しました。 農業関連資材等価格高騰対策資金 80件194百万円 （前年度81件181百万円）

(3) 資 金

- ① 預金は系統（J A鳥取信連）預金を基本として余裕金の効率運用に努め、利息収益及びJ A鳥取信連からの預金奨励金の最大限の確保に努めました。
- ② 有価証券は日銀が約30年ぶりの高水準となる政策金利0.75%への引き上げを行い金融正常化を推進する中、ポートフォリオ（運用資産の構成内容）を見直し、リスク管理を行うとともに、資金の効率運用に努めました。

(4) ふれあい活動

- ① 年金友の会会員の誕生日プレゼント（ケーキ）を手渡し、組合員や地域の皆様とのふれあいを深めました。
- ② 鳥取中央GG大会や地域ごとのGG大会を開催するとともに、各支所ウォーキング大会を実施し、年金友の会会員の健康維持と組織の拡充及び地域住民の健康増進・親睦・融和を深めました。
- ③ 令和7年度から新たにゴルフ大会を開催し、95名にご参加頂きました。

共済事業

■長期共済新契約

3,998件 19,179,823千円

■長期共済保有契約高

72,435件 416,528,978千円

- ① 長期共済保有契約高は、満期、転換及び生存保障共済（万一保障がない契約）への移行等で、前期末より 168.3 億円減少し、期末で 4,165.2 億円となりました。解約・失効率は 2.04% となり、前年と同水準で推移しました。
- ② 自動車共済では、お見積りキャンペーンの実施により、他損保からの切替えを中心にした活動を展開し、新契約件数は 23,795 件となりました。また、グレードアップによる普及拡大への取り組みを図り、保障拡充に努めました。
- ③ お役に立った共済金（令和 7 年度実績）
・共済金支払実績は 7,029,260 千円でした。
- ④ 「相互扶助(助け合い)」を理念の原点として組合員・利用者等の信頼と期待に応え「安心」と「満足」の提供を重点に取り組みました。また、多様なニーズに即した保障及びサービスを提供、コンプライアンスを遵守し丁寧かつ誠実な共済事業活動の実践、また資格取得を推奨し相談機能の充実に努めました。
- ⑤ 共済外務専任(LA)を基軸に 3Q 訪問活動(11,965 人)を実施し、あんしんチェックの実践(加入内容説明 10,290 人)により、生命保障の複数分野加入の強化及び未保障分野の充足に取り組み、保障拡充の提案に努めました。
- ⑥ 携帯用端末機(ラブレッツ)のペーパーレス機能を活用し、組合員・利用者のライフステージに合った保障の提案に取り組みました。また、事務手続きのペーパーレス化(自署による押印レス)、キャッシュレス化の定着に向けた契約者の利便性の向上に努めました。(新契約、ペーパーレス 98.9%・キャッシュレス 94.4%)
- ⑦ 次世代交流活動として、3 歳までのお子様をお持ちの保護者と妊婦さんを対象に第 18 期「キッズ倶楽部」(会員 152 名)を開催し、子育て支援の情報雑誌・誕生プレゼント等を配布しました。
- ⑧ 第 16 回 J A 鳥取中央杯学童軟式野球大会を、三朝野球場をメイン会場とし 9 月に開催しました。倉吉市・東伯郡のスポーツ少年団所属の 12 チームが参加し、熱戦が展開されました。優勝は三朝北条野球スポーツ少年団、準優勝は倉吉サンボーイズでした。
- ⑨ 小中学校を対象とした「書道・交通安全ポスターコンクール」を実施し、書写教育・図画教育の寄与に努めました。合計 2,794 点の応募があり、多数の受賞がありました。
- ⑩ 交通事故未然防止活動の一環として、自転車交通安全教室を湯梨浜中学校に於いて 10 月に開催し、全校生徒約 450 名参加の下、交通安全への意識の高揚に努めました。
- ⑪ デジタル技術を活用した組合員・利用者の利便性向上に向け、J A 共済アプリ・Web マイページの構築による非対面接点・手続きの拡充に取り組みました。(計 1,205 名登録)
- ⑫ 共済窓口担当者(スマイルサポーター)の事務研修を実施し、事務処理の適正化、迅速な対応、明るい接客と利用者満足度(95.1%)の向上に努めました。

教育・広報・情報・文化活動

協同組合運動を展開するためには、教育文化活動（教育学習活動・広報活動・情報活動・文化活動）を最重要事業と捉え、次のとおり取り組みました。

- ① 「日本農業新聞」と「家の光 3 誌」の普及推進要領を定め、組合員、地域利用者を対象に役職員一丸となり皆読運動に取り組みました。
日本農業新聞 (令和 8 年 1 月末 692 部)
家の光 (令和 8 年 3 月号 1,051 部)
また、J A 鳥取中央の記事を全国面、中国四国面に多数掲載しました。(記事本数 256 本)
- ② J A が取り組む「自己改革」と「SDGs」、「食農教育」や国際協同組合年において協同組合の役割と価値を認知し理解を深め、組合員意識の醸成と結集を促すことを目的として、組合員に対し「ドリームちゅうおう」を年 10 回、中部地域住民向けタブロイド版「中部農業情報誌ドリームちゅうおう」を年 2 回発行しました。また、支所窓口設置の大型電子掲示板「らくっぴー」による積極的な情報発信に努めました。
- ③ ホームページや SNS を活用し、J A 鳥取中央グループの農畜産物、地域貢献活動等の情報発信を積極的に取り組みました。
- ④ 未来を担う子供たちに農業体験を通して「農業の大切さ」「いのちの大切さ」「食べることの大切さ」を伝えるため、収穫体験等の実践学習「あぐりキッズスクール」第 22 期を開講しました。田植えや稲刈り等の農業体験のほか、中部森林組合等他団体と連携し、県内産木材を使った木材加工等の活動も行い、また大阪中央卸売市場への見学を行いました。

営農事業

シン・地方創生総合戦略

『J A鳥取中央 シン・地方創生総合戦略』5年目は、新たな産地基盤の拡大を目指して、県・市町との連携により産地基盤を整備しました。

- ① “二十世紀梨”の生産拡大 令和6年度 113.8ha → 令和7年度 105.2ha
梨振興品種の生産拡大 令和6年度 59.4ha → 令和7年度 61.2ha
(“二十世紀梨”はハウス含む 振興品種：“なつひめ” “新甘泉” “秋甘泉” “王秋”)
ア 鳥取梨生産振興事業等の活用による果樹棚等施設整備
令和7年度 1.3ha (令和6年度 3.8ha)
イ J A梨新品種のジョイント用大苗育成園からの農家への供給
令和7年度 1,094本 (令和6年度 1,895本)
(“新甘泉”：428本、“おさ二十世紀”：210本、“おさゴールド”：126本、“二十世紀”：110本、“王秋”：95本、“甘太”：65本、“なつひめ”：60本)
② ブロッコリーの生産拡大 令和6年度 212ha → 令和7年度 210.6ha
ア 機械化と野菜広域センター活用による労働力軽減 ⇒ 面積維持
イ 水田農業経営体育成協議会への栽培推進
ウ スマート農業体系の実演(ドローン防除、排水対策、局所施肥、収穫機)
③ “星空舞”の生産拡大 令和6年度 385ha → 令和7年度 412ha
④ 和牛子牛生産頭数の増頭 令和6年度 1,674頭 → 令和7年度 1,568頭
ア 繁殖雌牛増頭加速化事業等を活用した繁殖雌牛の基盤整備(令和7年度導入・保留実績 43頭)
イ 飼育管理の効率化や自給飼料の生産拡大に向けた装置・機械を導入(令和7年度導入 4台)

営農指導事業

(1) 営農指導

- ① 営農指導員の資質向上に向けた取り組み
令和6年度 J Aグループ鳥取県下営農指導事業実践発表会(令和7年3月5日開催)に、J A鳥取中央代表として2名が挑戦しました。
- ② 「中部地域農作業安全・盗難防止協議会」を中心に広報誌の活用や行政と一体となった啓発活動を行い、農作業事故・盗難防止に努めました。また、県内で死亡事故が発生した際、県域で農作業死亡事故警報を発令する事故防止啓発活動を継続しました。
- ③ 令和7年6月1日施行の熱中症対策義務化に伴い、営農指導員、共同利用施設担当職員を対象とした研修会を開催しました。各生産部と連携して共同利用施設の暑さ対策を実施しました。
- ④ イネカメムシへの緊急対策会議を開催し、早期発見による防除の徹底を周知しました。

(2) 農業振興

- ① 県の補助事業を活用して集出荷施設を整備しました。
主要園芸品目生産振興事業 倉吉梨選果場選果システム機能向上工事(事業費 9,880千円)
- ② 国の産地生産基盤パワーアップ事業を活用して生産基盤整備を行いました。
ア 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業(西瓜 16戸 65棟 1.87ha、事業費 165,584千円)
イ 西瓜施設遮光資材導入事業(31戸 140枚 5.61ha、事業費 9,782千円)
- ③ 県事業を活用して梨産地の振興と生産基盤整備を行いました。
ア 早期多収・省力管理体系によるジョイント栽培の拡大
イ “二十世紀梨”を中心とした“新甘泉”及び“王秋”等の栽培支援の拡充
ウ 防除用機械の導入による作業の効率化
- ④ 米の需給調整は、主食用米の価格高騰や在庫不足に対応し、増産に取り組みました。
主食用米 3,141ha(前年 2,945ha)、飼料用米 121ha(前年 240ha)、飼料用稲(WC S) 95ha(前年 107ha)
- ⑤ 鳥獣被害の拡大に対し、行政と連携して、猟友会等の支援・助成に取り組みました。
令和7年度の J A鳥獣被害対策事業費 1,380千円(県、市町、J Aそれぞれ 1/3を負担)
- ⑥ 地域農業の担い手に向く担当者 T A Cによる担い手の要望聴取・課題解決型訪問を行いました。
訪問件数 949件
- ⑦ 担い手の育成・確保・支援に向けて、行政が主催する就農相談会・農業人フェアの活用と産地体験会の開催に取り組みました。
- ⑧ 「農業人材紹介センター」で農業分野の人材確保に取り組みました。
ア 農福連携等による仲介・取次による J A選果場等の人材確保(人材紹介者数 126名)
イ 1日農業バイト「daywork」の活用推進(利用者数 358名)
ウ 特定技能外国人材の活用を行政等の支援により試験的に実施(西瓜・梨選果場)

⑨ 青壮年部（盟友数 142 名）は地域貢献活動や広報活動をすすめました。

ア 休耕地を利用した環境整備や稲刈り作業等、子供たちを対象とした食農教育の取り組みを実践

イ 知識の習得等自己啓発を目的とした視察研修会や冬期研修会を開催（研修会 8 回、参加延べ人数 108 名）

ウ J A 青年組織活動実績発表では、中国四国地区代表に選出され、2 月に開催された第 72 回 J A 全国青年大会で「みんなで笑 c h u ! やらいや」の取り組みを発表しました。

（３）農政対策

「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に基づき、環境に配慮した有機質肥料の活用と栽培体系確立に向けての支援を県に要請しました。

・「鳥取県肥料価格高騰対策事業」（化学肥料の 2 割低減の取り組みに対して、有機質肥料の運搬散布委託費の 1/3 を支援）事業費 1,601 千円（31.5ha）

販売事業

（１）果実・園芸

本年の鳥取県中部の気象は、春先までは概ね平年並みに推移したものの、6 月下旬に観測史上最速の梅雨明けとなり、梅雨期間が大幅に短縮されました。これにより 7 月以降の降水量が平年を大きく下回り、猛暑と重なって記録的な少雨・干ばつ傾向が続きました。台風の発生は平年並みでしたが、本県への直接的な影響は限定的でした。一方、年明けには中部地区でもまとまった降雪と低温が続きました。

西瓜・メロンについては、定植期以降の低温の影響もありましたが、気温の上昇とともに順調な生育となり、大玉で高品質な出荷となりました。積極的な販売促進等により、良好な販売状況に繋がりました。

梨については、4 月の交配期間中は好天に恵まれ着果は良好、その後も生育は順調でしたが、梅雨明け以降の記録的な少雨により肥大が進まず、早生品種を中心に小玉傾向の出荷となりました。8 月上旬にまとまった降雨が続き、二十世紀梨・中生品種は肥大が回復し、貿易・進物需要に加えて市場需要も高く高単価に繋がりました。反面、晩生梨については全国的な赤梨の在庫が多くなり販売に苦戦を強いられました。シーズンを通して、台風、病害虫の被害も少なく、計画に沿った数量を出荷する事ができました。

秋冬野菜は、近年の夏場の酷暑を回避するために定植時期や管理作業を遅らせていることもあり前半の出荷量は伸びなかったものの、全国的にも酷暑の影響から出荷量は低迷し、相場は比較的高値で推移しました。また、令和 8 年に入ってから低温・積雪の影響が続き、出荷量が伸びず、積雪により白ねぎやブロッコリー等の露地野菜は品質低下がみられましたが、生産者の努力により最後まで販売することができました。

その結果、果実の販売実績は 30.1 億円（計画比 106%、前年比 105%）、園芸の販売実績は 74.2 億円（計画比 103%、前年比 101%）、果実・園芸の合計は昨年に引き続き 4 年連続 100 億円を突破し、104.3 億円（計画比 104%、前年比 102%）を達成しました。

- ① 取引市場と信頼関係を継続し、計画的な相対取引による高単価販売への誘導と維持に努めました。
- ② 試食宣伝販売を可能な店舗で、コロナ前の通常的方式での試食宣伝販売を増やし、積極的に実施しました。
- ③ 輸送体系の安定化に向けた 2024 年問題について生産部・運送業者と協力し、トラブルなく集出荷に対応できました。
- ④ 安全安心な農産物を供給する目的として、農産物検査委員会による栽培日誌の確認と残留農薬自主検査（37 品目 47 検体）を随時実施しました。
- ⑤ 高品質生産を目的とした土壌診断による精度の高い診断結果を処方せんとして生産者へ提供しました。

（J A 鳥取中央→全農広域土壌分析センター：令和 7 年度実績 273 点）

- ⑥ 「野菜価格安定事業」「収入保険制度」を活用し、継続して安定的な農家所得の確保に努めました。
- ⑦ 野菜広域センターの利用によるブロッコリーの有利販売に努めました。（買取方式：琴浦製氷施設からの出荷分の市場単価に合わせた買取価格実施）
- ⑧ 令和 6 年 3 月より精算通知書の We b 配信サービスを開始しました。令和 8 年 1 月現在の登録状況は 69.0%となっています。

【果実】

① 梨

果実全般において前進化傾向で出荷推移しました。早い梅雨明け以降の干ばつとなりましたが、8 月上旬以降の降雨により肥大が回復しました。また、シーズンを通して台風被害が無く、早生梨から

晩生梨まで数量が確保できました。“ハウス二十世紀梨”は盆需要、“二十世紀梨”・“新甘泉”は進物需要や貿易対応に支えられて高単価販売につながりました。晩生梨については、全国的な赤梨の在庫増加の影響を受けて販売に苦戦した年となりました。

② ぶどう

“ピオーネ”は、本年も黒系ぶどう着色期の6月中下旬以降に高温となり、着色不良が心配されましたが、梅雨明けが早く、好天が続き、日照時間が多かったことで着色は順調に進み、昨年を上回る盆前出荷率となりました。

“シャインマスカット”の販売は、全国的な作付け増、輸出需要の減少により苦戦したものの、国内においては贈答等の需要もあり底堅い販売で終了しました。

【園芸】

① 西瓜（春作）

シーズン前半は低温・曇天の影響と他産地の残量が多く、厳しい販売環境でしたが、過去最速となった梅雨明け以降の販売環境は好転しました。積極的な試食販売・イベント等の開催により、関係者一丸となって最後まで有利販売に努めました。その結果、販売単価は過去最高の260円/kg、販売額は25年ぶりに38億円を突破する結果となりました。

② りんご

前売商談、販売促進会議、漬け方講習会、試食宣伝会等を積極的に実施したことと、先行産地の出荷量が例年より少なかったことも影響し、堅調な販売に繋がりました。小玉傾向ではあったものの、概ね計画通りの出荷数量となり、3億7千万円の販売実績となりました。

③ ながいも

需要の中心時期となる中元・歳暮需要への対応やセブンイレブンとの継続取引、新たにオープンした道の駅への出荷、県外での試食販売等を行い、販路の維持拡大を図りました。

④ 秋冬野菜（ブロッコリー・白ねぎ）

ブロッコリーは定植後の高温・集中豪雨等の影響もあり、前半の出荷は安定しませんでした。10月以降の生育は良く、順調な出荷が続きました。全国的な干ばつ等の影響により他産地も厳しい状況の中、高単価で推移した事により6億円を超える販売高となりました。

白ねぎは夏の高温・干ばつによる欠株・生育遅れと、年明けからの積雪・強風の影響による葉折れ等による品質低下が生じ、出荷数量が減少したため、販売高は前年より減少しました。

⑤ 花卉類

平年以上の高温により発芽がばらつき、花芽分化が遅れたため、出荷後ろ倒しとなりました。出荷量が減少していたこともあり高単価の販売が続きました。

（2）ファーマーズ事業

ファーマーズ事業

- ① 「生産者友の会」と協力したイベントを開催し、消費者と生産者との交流を通じた店舗づくりと利用拡大に努めました。
- ② 利用者に満足していただける店舗づくりを目指して、安定した農産物出荷が出来るように、「栽培管理」研修を実施しました。
- ③ 消費者交流会を実施して、地元の消費者に愛される店舗づくりに努めました。
- ④ 国消国産運動（令和7年10月1日～11月30日）に取り組み、県産の農畜産物の消費拡大を図りました。
- ⑤ 倉吉市学校給食食材供給部会及び琴浦学校給食部会と連携し、地元小・中学校への年間を通じた食材提供を行いました。また、湯梨浜町学校給食センターへの食材提供を開始しました。

直販事業

- ① “三朝神倉大豆”商品の販売高は計27,619千円（前年比124.4%）となり、神のシリーズ以外にも大福や焼きドーナツ等のスイーツが売り上げ増に貢献しました。
- ② 地場産プラザ「わったいな」への販売高は昨年より微増し、188,683千円（前年比102.1%）となりました。

（3）米 穀

- ① 米穀関係の販売は、消費環境・需給状況の変化により22億円（計画比128.5%、前年比143.3%）の実績となりました。
ア 米の作柄は、作況反収指数106の「良」、1等米比率は高温障害による品質低下が影響し69.8%（前年70.9%）となりました。

イ 米の販売は、令和 7 年産米集荷競争の激化に伴う全国 J A による「概算金」の大幅な引き上げと、生産コストの上昇、そして前年産からの在庫不足が重なり米価の高騰が続いていますが、8 年 6 月末民間在庫量は適正在庫量を大幅に上回ることが見込まれており、今後の米価状況、消費動向を注視していく必要があります。

ウ 平成 30 年産から「集荷後価格決定方式」による早期精算（令和 7 年 7 月）を実施しました。

エ 令和 7 年産米食味ランキングで鳥取県産“きぬむすめ”は 6 年連続 11 度目の「特 A」、「星空舞」は 3 年ぶり 2 度目の「特 A」を獲得しました。（“コシヒカリ”は「A」）

オ “星空舞”は県ブランド品種として県ブランド化推進協議会の栽培指針と販売計画に基づき作付を推進しました。中央管内では地域研究会 570 名、412ha で栽培に取り組みました。（1 等米比率 94.6%）県産米改良協会主催の栽培コンテストで金賞 1 名を受賞しました。

② 麦については 250t（ビール麦 175t・民間麦 75t）、大豆については 218t の検査実績となりました。

（4）畜 産

令和 7 年度の畜産物販売高は、農家の高齢化による廃業や経営規模縮小等が影響する中、大規模農家の販売頭数に支えられ計画以上の 44.8 億円となりました。（計画比 113.3%、前年比 110.4%）

しかし、生産現場ではウクライナ情勢や円安の影響で、輸入に依存する配合飼料価格の高止まりと、消費者の節約志向により特に牛肉離れが進み養牛農家の経営を圧迫し続けている状況の中、J A 鳥取中央では独自の畜産経営維持緊急支援として配合飼料の取扱高等に応じた助成を行いました。（支援総額 20,116 千円）

こうした中、管内の肥育牛農家は 7 月に開催された「南港市場交雑牛共励会」で最優秀賞、11 月に開催された「鳥取県畜産共進会：肥育牛の部」でグランドチャンピオンをはじめ、脂肪の質賞、ロース芯賞を獲得する等、飼育技術の高さをアピールしました。

みどり有機工場では、国内肥料資源利用拡大対策事業を活用して整備した「琴浦グリーンセンター」を中心に良質な発酵堆肥を製造し持続的な耕畜連携の強化に努めました。

① 「石炭灰」混合堆肥での水稻生育試験を昨年が続いて行いました。（7.2ha）

② 担い手等の生産基盤強化対策として「繁殖雌牛増頭加速化事業」等を活用し生産基盤確保を図りました。（令和 7 年度繁殖雌牛導入実績 43 頭）

③ 自給飼料の増産等を目的に畜産クラスター事業を活用した機械導入申請を行いました。（5 台）

④ J A 鳥取中央農業祭で令和 7 年度鳥取県畜産共進会出品牛の試食販売を行い「鳥取和牛」を P R しました。

⑤ 小学生を対象に「鳥取和牛」に関連した食育事業を行い、併せて交流給食会に参加しました。

⑥ 耕畜連携を推進し、みどり有機工場が製造する堆肥の利用拡大を図りました。（実績 6,849 t）

⑦ ペレット堆肥の利用促進を図るため「石炭灰」混合堆肥のフレコン対応を行いました。

生産資材

① 予約購買を基本に 30.3 億円（計画比 94.9%、前年比 100.4%）の供給実績となりました。

ア 肥料・農薬・生産資材の原料情勢は上昇傾向でしたが、受注数量が伸びず、供給高が減少しました。

イ 飼料供給は減少傾向でしたが、素畜の取扱により、供給高は前年を上回りました。

② 的確な資材情報の把握と営農経済渉外活動を通じた生産者・生産組織との密接な連携により、適期の対応による価格抑制と安定供給に努めました。

③ 登録失効農薬及び有効期限切れ農薬を回収しました。

④ 環境保全のため、廃棄ビニール等を適正に処理しました。

⑤ 大口利用農家、大口営農集団及び生産組織への奨励措置を実施しました。

利用事業

（1）育苗センター

① 健苗育成及び適期安定供給に努めました。

② 生産部・行政と連携し良品質苗の育成に努めました。

③ 水稻苗においては、異品種混入対策マニュアルに沿った作業を徹底しました。

（2）カントリーエレベーター・ライスセンター

① 米の全量集荷運動を展開し、施設利用の向上に努めました。

② 荷受計画を基に施設の稼働を実施し、良品質米の乾燥調製に努めました。

③ 三朝 R C と湖周 C E の一部品種を鴨水 C E へ生粳横持を実施することにより、利用者に荷受制限を

かけない取り組みをすすめて、利用率の向上に努めました。

生活指導事業

- ①女性会組織の活性化とフレッシュミズ層の会員拡大運動に取り組み組織の育成・支援に努めました。
 - ・ 着実な仲間づくりのため、支部活動に重点を置きつつも、支部合同での研修や旅行等広がりのある会員拡大運動を実践
- ②女性会員を中心とし、加工施設の活用を図り、味噌、豆腐、ケチャップ等地元農産物の特徴を生かした加工品の製造・販売を進め、PR活動を展開しました。
- ③女性会組織による「食と農」や「地域貢献活動」を基軸とした協同活動により地域の活性化に寄与しました。
 - ア 食農教育 ……地域の特産物で消費者・生産者と交流を深める「地域内交流会」の開催
(河北・倉吉地区：大原トマトの圃場視察及び選果場視察・意見交換会「フードロス削減にむけて行っている事」)
鳥取大学留学生(ウズベキスタン・サマルカンド大学)の視察受け入れ及び加工所での体験実習
 - イ 地産地消運動……地元食材の学校給食へ提供や、加工品づくりを通じて、幅広い年齢層へ地産地消を推進
 - ウ 防災活動 ……防災活動の一環として、予防活動及び減災活動につながる研修を実施
 - エ 社会福祉活動……米一握運動によるお米(225kg)や手作り雑巾(1,845枚)を社会福祉協議会やこども園等に寄付
- ④第12期女性大学「ルミナール」を開講し、11名の受講者に『家の光』を活用した料理教室、収穫体験や選果場見学等、JAの強みを生かしたカリキュラムを実施し、JAと女性会組織への理解・加入促進を行いました。
- ⑤2月に開催された全国家の光大会では、鳥取県代表として3年連続でJA鳥取中央女性会員が出場しました。

生活関連施設

- ① 加工施設を通じて、組合員が生産した農産物を利用し、安全・安心な加工品づくりと地産地消を実践しました。
- ② 食の安全・安心(HACCP)対策に取り組みました。

福祉事業

- ① 高齢者助け合い組織「コスモスの会」によるミニデイサービスを年間38回実施し、高齢者の自立支援と安心して暮らせる地域づくりに努めました。
- ② 役員研修、全体研修を通じて知識の習得とともに、会員相互の交流を図りました。

生活資材

- ① 環境にやさしい「安全・安心」なAコープマーク品の取扱いを共同購入「くらしの宅配便」で積極的に取り組みました。
- ② 衣料品等を取りそろえた展示企画「ファッションフェア」を開催しました。
- ③ 墓石及び健康器具等の相談会やメンテナンスを開催しました。

葬祭事業

- ① 組合員皆様の多様化するニーズに対応し、安心と信頼・真心を込めた葬儀施行に努めました。
- ② 葬祭会館の需要が高まるなか、JAメモリアルホール「報恩舎」「福本」「あじさい」の3会館により、多様な葬儀の施行と利便性の向上に努めました。
- ③ 組合員・地域の皆様のニーズにお応えする地域貢献活動に取り組みました。
 - ア 各葬祭会館で「葬儀なんでも相談会」の開催(3会場)
 - イ 地域に貢献する第20回「人形・ぬいぐるみ供養祭」の開催(来場者：451名 供養：4,552体)
- ④ 「いきいき中央倶楽部」は、令和8年1月末 3,526名の会員となり、葬祭特典等で組合員の皆様のご要望にお応えしました。

観光事業

組合員・地域の方に向けた、ふれあいを目的とした旅行を提供しました。

- ① 日帰り「支所ふれあい企画旅行」の実施(各支所で337名参加)
- ② 第21回ほのぼの温泉旅行「京都三社参りと嵐山をたずねて2日間」を実施(284名参加)

- ③ 女性会研修旅行「ママさん大学」として「女性会活動に欠かせない『塩』を学ぶ！工場見学とわいわいバーベキューの旅」の実施（75名参加）

5. 地域貢献情報

（１）協同組合の特性

当組合は、倉吉市、東伯郡を事業区域として、協同組合理念に基づき、組合員の経済的・社会的地位の向上を図るとともに、農業と地域の発展に寄与する基本的使命を担った地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を財源としており、資金を必要とされる組合員の皆様方や、地方公共団体などにも利用して頂いております。

また、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向け事業展開しています。

J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するとともに、地域の農業協同組合として、さまざまな社会貢献に努めております。

（２）地域からの資金調達の状況

○貯金・積金の残高 1,563億9,710万円

（商品情報18ページ、関連情報50ページ）

（３）地域への資金供給の状況

○貸出金の残高 285億2,433万円

（商品情報19ページ、関連情報50ページ）

○制度融資取扱い状況

農業近代化資金 62,665万円

日本政策金融公庫資金 19,358万円

◆地域密着型金融への取り組み

（１）農業者等の経営支援に関する取組方針

J Aバンクの健全性を広くアピールし、新たな利用者の創造と利便性の高い金融サービスを提供し、また、認定農業者、集落営農集団、農業生産法人等、新規就農者の支援等、地域農業の経営支援対策に取り組めます。

（２）農業者等の経営支援に関する態勢整備

専任職員を配置し、圏域農業金融センターと連携し、地域農業の振興を図るため、営農事業部門と一体となって相互の情報共有を図り、農業資金の提供に努めます。

（３）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

地域金融機関として、保証機関の利用を進め、地域内の生活関連資金の提供はもとより、地方公共団体や取引先業者に対する各資金融資に積極的に対応しています。また、地元農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、担い手金融リーダーを各店舗に配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

（４）ライフサイクルに応じた担い手支援

新規就農者・専業農家等、担い手の経営のライフサイクルに応じた支援に取り組んでいます。具体的には、青年等就農資金、農業近代化資金等の各種農業制度資金や農業経営資金等の各種要項資金の提供、農業経営の負担軽減を目的とした利子補給等、担い手の農業経営の一助となるよう融資活動を実施しています。

（５）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

新たな農業部門経営や農産加工事業の開始等、地域農業の振興を図るため、営農事業部門と一体となった相互の情報共有を図り、利用者のニーズに合った農業資金の提供に努めています。担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、鳥取県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

○あぐりキッズスクール

未来を担う子どもたちに農業体験を通して「農業の大切さ」「食べることの大切さ」「いのちの大切さ」を伝えるため、各種関係団体と連携をはかり、農業体験学習に取り組んでいます。活動を通して、地域の特産物、歴史、文化にふれ合いながら、故郷を愛する心を育み、子どもも大人もいきいきと輝く社会の構築を目指し、毎月多彩なカリキュラムを実践しています。また、親子で参加できる「親子参加スクール」を実施しています。

○学校給食への食材提供

安全・安心な食材の提供と、県内産農産物使用率の向上に努めています。

○子育て支援サポート

1歳までのお子様をお持ちの保護者と妊婦さんを対象に「キッズ倶楽部」を立ち上げ、「JA共済アンパンマン交通安全キャラバン」「育児セミナー」を開催しています。

○JA鳥取中央杯学童軟式野球大会・JA共済むてきカップ学童軟式野球鳥取県大会

次世代を担う子ども達の健全な発育と協同心を育む支援活動として、倉吉市・東伯郡の小学生スポーツ少年団を対象に「JA鳥取中央杯学童軟式野球大会」及び「JA共済むてきカップ学童軟式野球鳥取県大会」を開催しています。

○女性大学「ルミナール」の開講

○年金宅配サービス

○ローン相談会

○交通安全書道・ポスターコンクール（小中学生対象）

○胃・女性疾病集団検診

(5) 利用者ネットワーク化への取り組み

○年金友の会

年金振込を頂いている方を会員として組織しています。旅行・グラウンドゴルフ・ゲートボール・研修会など数多くの活動を通して会員の拡大と組織育成に努めています。

○助け合い組織「コスモスの会」

訪問介護資格をもつ会員で組織し、管内の各地域においてミニデイサービスやボランティア活動を行っています。

○JA女性会

JA女性会を中心として、各組織・団体と連携し、介護施設利用者との交流及び福祉活動を実践しています。

(6) 情報提供活動

○ホームページ、SNS（X、Instagram）による地域に密着した情報の提供

○組合員の結集力と理解を深めるための情報誌「ドリームちゅうおう」を年10回、また組合員をはじめ地域住民へのJA情報発信としてタブロイド版「中部農業情報紙ドリームちゅうおう」を年2回発行

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に債権対策室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な膝行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス専門委員を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口：本所金融部 金融業務課

電話番号：0858-23-3047

電子メール：kinyukyousaibu@c.ja-tottorichuou.or.jp

受付時間：午前８時３０分～午後５時０５分（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

①の窓口又は「J Aバンク相談所(一般社団法人 J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)」にお申し出ください。なお、外部の紛争解決機関をご希望の際は、J Aバンク相談所を通じて、「岡山弁護士会岡山仲裁センター」をご利用いただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ マネロン・金融犯罪対策、反社会的勢力等への対応について

近年、反社会的勢力等による特殊詐欺やSNS型投資詐欺、フィッシング詐欺など、その手法・手口は高度化・巧妙化しています。

また、国際的に取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン・金融犯罪対策」)の重要性も高まっています。

当 J A では、金融機関として信頼性を確保するため、そして、組合員・利用者の財産を金融犯罪から守るため、マネロン・金融犯罪対策、反社会的勢力等への対応を重要な経営課題と位置づけており、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を策定し、対策に取り組んでいます。

また、企画管理部にマネロン・金融犯罪対策リーダーを設置し、マネロン・金融犯罪、反社会的勢力等への対応について、当 J A 全体として、取り組みの定着化・高度化を進めています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

鳥取中央農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人鳥取県暴力追放センター（鳥取県暴力追放運動推進センター）、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は、13.07%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	鳥取中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,271 百万円 （前年度 3,370 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っています。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

<信用事業>

J Aの信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結び付き、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

組合員はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、期日指定定期、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

種 類		しくみと特色	期 間 ほか	お預け入れ金額
総 合 口 座		「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」機能を備えた便利な口座です。 利息は、半年ごとに元加します。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金		日常のお出し入れ、公共料金の自動支払、給与・年金等の自動受取りなど、家計簿がわりにご利用いただけます。 利息は半年ごとに元加します。	出し入れ自由	1円以上
定 期 貯 金	期日指定定期	1年複利計算で利回りの有利な貯金です。 お預け入れ期間は、最長3年。 1年据え置き後ならいつでもご指定の日にお引き出しでき、また一部お引き出しもできます。	最 長 3 年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	市場金利を参考に金利が決定される自由金利で高利回りの定期貯金です。 3年以上のものは、半年複利計算となりますが、個人に限定されます。(法人は1年)	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、 2年、3年、4年、 5年の定型方式 1ヵ月超5年未満 の期日指定方式	1円以上 300万円未満 (スーパー定期) 300万円以上 1,000万円未満 (スーパー定期 300)
	大口定期	自由金利の定期貯金で大口資金の運用にご利用下さい。	スーパー定期と同じ期間設定です。	1,000万円以上
	変動金利定期	お預け入れの定期貯金の金利が、金利情勢に合わせて6ヵ月毎に変動する定期貯金です。半年複利計算。	3年の定型方式	1円以上
貯 蓄 貯 金		お引き出し自由な貯金です。お預け入れの残高に応じて適用金利が段階的に高くなることもあります(10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上)。 利息は半年ごとに元加します。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金		取引のご決済に小切手や手形をご利用いただくための貯金です。	出し入れ自由	1円以上
通 知 貯 金		まとまったお金を、1週間以上お預け入れいただく貯金です。	7日以上	50,000円以上
積 立 式 定 期 貯 金		入金方法は自動振替と窓口扱いがある積立タイプの期日指定定期です。	1ヵ月以上	1円以上
定 期 積 金		毎月一定額の積立で、着実に資金づくりができます。ボーナス併用もできます。	6ヵ月～10年	1回掛金 1,000円以上

(2) 貸出業務

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取り次ぎもしています。

① ローンのご案内

種 類	しくみと特色	ご融資金額
マイカーローン (協会型・保証会社型)	ミニバイクから免許取得費用まで自動車購入等に必要の一切の資金です。	1,000 万円以内
JA住宅ローン (協会型・トワライス型)	住宅の新築・購入・増改築・土地購入資金です。	協会型 20,000 万円以内 トワライス型 3,000 万円以内
リフォームローン (協会型・ニコス型)	住宅の増改築・改装・補修資金です。	協会型 1,500 万円以内 ニコス型 1,500 万円以内
教育ローン (協会型・ニコス型)	ご子弟の入学金、授業料、アパート代などの教育資金です。	1,000 万円以内
JA多目的ローン (協会型)	組合員が必要とする一切の生活資金です。	500 万円以内
フリーローン (トワライス型・オリコ型)	事業資金を除く一切の生活資金です。	トワライス型 500 万円以内 オリコ型 1,000 万円以内
空き家解体ローン (協会型)	空き家となっている建物及び付属建物等の解体及び整地をする資金です。	300 万円以内
JA終活ローン (トワライス型)	墓地・墓石・仏壇仏具等の購入資金です。	500 万円以内
賃貸住宅ローン (協会型)	マンション・アパートの建設、増改築の資金です。(正組合員に限ります)	3億円以内
営農ローン (協会型)	組合員の農業経営等の決済に貸越資金としてご利用いただけます。	協会型無担保 300 万円以内
カードローン (協会型・ニコス型)	生活に必要な一切の資金で、繰り返し何回でもご利用いただけます。	協会型 極度額 300 万円以内 ニコス型 極度額 500 万円以内
村づくりローン (協会型)	共同利用施設の新築等に必要の資金です。	最高 6,000 万円以内

(注) 保証会社型は、組合員以外の方もご利用いただけます。

② 一般資金のご案内

種 類	しくみと特色	ご融資金額
共済積立金担保貸出	JAの長期共済に加入されている方が、共済契約を担保としてご利用いただけます。	解約返戻金の 80%以内
農業用建物、農機具、 貨物自動車購入資金 (農機ローン)	制度資金に比べ、簡便な手続により利用可能な農業機械等の導入資金です。	契約額以内

③ 制度資金(農業関連資金)のご案内

種 類	内 容
農業近代化資金	経営の近代化を図るために必要な資金を、国及び県の助成(利子補給)により、低利で融資します。
農業経営改善促進資金 (スーパーS)	認定農業者の方の農業経営に必要な資金としてご利用いただけます。 (極度方式)

このほかにも、農業関連資金、生活関連資金等ご用意しております。

(3) 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

(4) 各種サービスのご案内

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
キャッシュカード	全国のJAのほか、全国キャッシュカードサービス(MICS)により、銀行、信用金庫、信用組合などのCD・ATMでご利用いただけます。平成25年11月18日より、JAバンクキャッシュカードによる全国のコンビニ ATM ローソン・ファミリーマート・ポプラでの提携を開始。「お引き出し」、「お預け入れ」、「残高照会」のご利用ができます。 ただし、他行での入金はできません。(セブン銀行、郵貯を除く)
JAカード	サインひとつで、国内、海外の百貨店、有名店、専門店などでお買い物ができます。また、現金が必要なときは全国のJAの現金自動支払機でキャッシングがご利用できます。
自動支払サービス	公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK受信料)のほか地方税、クレジットの利用代金、学費、ローン返済の代金決済をご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
年金・給与等振込サービス	各種年金、給与、子ども手当等がご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
インターネットバンキング	インターネットへのアクセスにより、ご利用口座の残高・入出金明細照会、ご利用口座からの振込・振替がご利用いただけます。
国債の窓口販売	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売を行っています。
投資信託の窓口販売	JA日本債券ファンド、農中日経 225 オープン、JA日本株式ファンド、JA海外株式ファンド、つみたて NISA 日本株式、つみたて NISA 米国株式、セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド、セゾン資産形成の達人ファンド等の販売を行っています。
JA バンクの iDeCo の販売	税制優遇のある年金(個人型確定拠出年金)の販売を行っています。

(5) 手数料のご案内

為替手数料・振込手数料一覧表

① 為替振込手数料 (1件あたり、消費税を含む)

振込の種類			金額の区分	手数料	
				現金	振替
電 信 扱 い	窓 口 利 用	取扱店舗内※	金額に関係なく	110 円	110 円
		当 JA 他店舗※	3万円未満	330 円	110 円
			3万円以上	550 円	330 円
		他JA宛	3万円未満	550 円	330 円
			3万円以上	770 円	550 円
		他金融機関宛	3万円未満	770 円	550 円
	3万円以上		990 円	770 円	
	ATM 利 用	当 JA 宛	金額に関係なく	無料	無料
		他 JA 宛	3万円未満	220 円	110 円
			3万円以上	440 円	330 円
		他金融機関宛	3万円未満	440 円	330 円
			3万円以上	660 円	550 円
文書扱い			3万円未満	770 円	550 円
			3万円以上	990 円	770 円
定時自動 送金		当 JA 宛	金額に関係なく	無料	
		他 JA 宛	3万円未満	110 円	
			3万円以上	330 円	
		他金融機関宛	3万円未満	440 円	
			3万円以上	660 円	
振込の種類			金額の区分	個人	法人
JAネット バンク利用 (電信扱い)		当 JA 宛	金額に関係なく	無料	無料
		他 JA 宛	3万円未満	110 円	110 円
			3万円以上	110 円	110 円
		他金融機関宛	3万円未満	165 円	220 円
			3万円以上	165 円	330 円

※ ただし組合員・組合員組織(農事組合・各生産部・JA 女性会・JA 青壮年部等)は免除いたします。

② ATM利用手数料 (1件あたり、消費税を含む)

金融機関名	内容	手数料		
		平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日、土曜の その他時間帯 および日曜、祝日
JA バンク	入出金	無料	無料	無料
JF マリンバンク	出金	無料	無料	無料
三菱 UFJ 銀行、鳥取銀行	出金	無料	110 円	110 円
その他(MICS 提携)	出金	110 円	220 円	220 円
コンビニ提携 ATM	入出金	110 円	110 円	220 円

③ 代金取立等手数料 (1件あたり、消費税を含む)

代金取立等の種類	手数料
当 JA 本 支 所 宛	無料
電 子 交 換 所 取 立	880 円
個 別 取 立 扱 い	1,100 円
振 込 組 戻 料	880 円
不 渡 手 形 返 却 料	1,100 円
取 立 手 形 組 戻 料	1,100 円

④ その他手数料 (1件あたり、消費税を含む)

種 類	内 容	手 数 料
通帳・証書再発行	1通あたり	1,100 円
ICキャッシュカード再発行	1枚あたり	1,100 円
JA カード(一体型)再発行	1枚あたり	1,100 円
ローンカード再発行	1 枚あたり	1,100 円
新規口座通帳発行	1通あたり※1	550 円
当座性小切手帳	1冊(50 枚)あたり	2,200 円
残高証明書	定期発行	220 円
	都度発行(所定用紙)	550 円
	都度発行(所定用紙外)	1,100 円
未利用口座管理	※2	1,320 円/年

※1 個人名義の普通貯金（総合口座を含む）を「紙の通帳」で発行される場合が対象です。ただし通帳発行時の年齢が18歳未満、あるいは70歳以上であるお客様の口座は除きます。

※2 【対象口座】・普通貯金口座（一般・総合・年金・営農・子供）
・貯蓄貯金口座 ※定期性貯金は対象外

【条 件】次の①②③をすべて満たす貯金口座が対象となります。

- ①令和3年10月1日以降に新規開設（普通貯金・貯蓄貯金）
- ②入出金や口座振替等の取引が2年間ない
- ③残高10,000円未満

【そ の 他】・初回手数料徴収は、令和6年10月より実施いたします。

- ・毎年10月に手数料徴収および自動解約を行います。
- ・残高が手数料金額以下の場合は、全ての残高を徴収し口座を自動解約します。

⑤ 国債窓口販売業務

種 類	内 容	手 数 料
国債口座管理手数料		無 料

⑥ 個人情報開示（消費税を含む）

種 類	内 容	手 数 料
取引履歴照会	1ヵ月あたり	110円

※ ただし上限金額を1,320円とし、12ヵ月以上の照会は一律1,320円となります。

⑦ 両替手数料（両替・大量硬貨入金・大口金種指定払戻し）（消費税を含む）

種 類	内 容	手 数 料
紙幣・硬貨の合計枚数	1枚 ～ 100枚	無 料
	101枚 ～ 500枚	550円
	501枚 ～ 1000枚	1,100円
	1001枚 ～ 1500枚	1,650円
	1501枚以上	500枚ごとに550円加算

※ 組合員については500枚までは無料

- ・伝票が複数枚ある場合、口座名義に関わらず金種の合計枚数で適用します。
- ・1日に複数回に分かれる場合、実質的に同一のお取引については合算した金種枚数で適用します。

⑧ 媒体持込手数料（消費税を含む）

種 類	内 容	手 数 料
媒体持込	1依頼書毎	1,100円
振替(引落に限る)	1件あたり	55円

※ 契約書を締結している企業・団体・個人が口座振替処理を紙または電子媒体等(USBメモリ、フロッピーディスク等)のデータにてご依頼いただく際に手数料をいただきます。ただし組合員・組合員組織(農事組合・各生産部・JA女性会・JA青壮年部等)は免除いたします。

※ 給与振込は除く。

⑨ 伝票持込手数料（消費税を含む）

種 類	内 容	手 数 料
入金・払戻	3枚目から1枚につき	110円

※ ただし組合員・組合員組織(農事組合・各生産部・JA女性会・JA青壮年部等)は免除いたします。

各伝票を同日に複数回に分けて持ち込まれる場合でも合計で3枚以上の伝票を持ち込みの場合は手数料の対象となります。複数名義の伝票が混在している場合であっても枚数は合算させていただきます。

⑩ JAネットバンク手数料（消費税を含む）

種 類	手 数 料
個人 月額基本使用料	無料

⑪ 法人ネットバンク手数料（消費税を含む）

種 類	手 数 料
基本サービス(照会・振込)月額基本使用料	550円
基本サービス+伝送サービス	1,100円
口座振替(1件)	22円

※ 詳細はホームページをご覧ください。

⑫ 住宅ローン手数料

種 類	内 容	手 数 料
一部繰上返済		5,500円
全部繰上返済	500万円以下	11,000円
	500万円超	55,000円
条件変更		5,500円

＜共済事業＞

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

ひ と

万一の保障や、医療の保障、年金への備えなどでご自身やご家族の暮らしをサポートします。

- 終 身 共 済 一生涯にわたって万一の保障を確保し、家族の明日を守ります。
また、一時払終身共済は相続対策にも活用することができます。
- 養老生命共済 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- 定期生命共済(通減期間設定型) 低廉な共済掛金で、ライフステージの変化に応じた必要保障額を確保できます。
- 医 療 共 済 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、通院費用等にも活用できます。
- が ん 共 済 診断共済金、月額給付金で様々ながんの治療に備えることができます。
- 特定重度疾病共済 「三大疾病」や「生活習慣病」のリスクに備えられます。
- 生活障害共済 身体の障害を負って働けなくなるリスクに備えられる保障です。
- 介 護 共 済 一生涯にわたって介護の不安に備えます。
- 認 知 症 共 済 認知症・軽度認知障害(MCI)まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
- 予定利率変動型年金共済 老後の生活資金の準備ができます。
- こ ども 共 済 お子さま・お孫さまの将来の教育資金等を蓄えます。

い え

建物更生共済「むてきプラス」「My家財プラス」なら、火災のほか、地震・台風などの自然災害から大切な建物や家財をお守りします。

- 火災等の保障（火災・落雷・盗難による盗取、損傷または汚損・給排水設備に生じた事故による水ぬれ等）
- 自然災害の保障（地震・地震による津波・台風・暴風雨・洪水・豪雪・ひょう・竜巻等）
- 傷害共済金

火災などや自然災害によって、ご家族や居住者が死亡、後遺障害・入院・治療が発生した場合、所定の要件により傷害共済金をお支払いします。

- 満期共済金

掛け捨てではなく満期時には満期共済金をお受取りになれますので、リフォーム資金などにお使い頂けます。また、定期的に修理費共済金をお受取りになれるプランもあります。

く る ま

J Aの自動車共済は、独自の割引制度や確かな保障など、充実したサービスを提供しています。

- 安心の充実保障
ご自身とご家族の保障・相手方への保障・お車の保障
- お得な掛金割引
自賠責共済セット割引：自賠責共済とのセット加入で対人賠償の掛金が約7%割引
農業用貨物車割引：正組合員（個人）で農業用として使用する貨物車両は、共済掛金が約10%割引
- 充実した事故対応
契約車両が事故に遭遇されたときは、24時間・365日の受付対応と充実した事故対応を行います。

農業者賠償責任共済

農産物等の「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクに備えられます。

- 施 設 賠 償 農地や農業施設の不備、農作業上の過失による賠償責任を保障します。
- 生 産 物 賠 償 生産物によって生じた賠償責任を保障します。
- 保 管 物 賠 償 他人から預かった物に対する賠償責任を保障します。
- 生産物回収費用 生産物賠償等に伴いかかった回収費用を保障します。

＜販売事業＞

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。対面試食販売の充実、安定した供給体制強化に取り組み、全国に向けてＪＡ鳥取中央ブランドの販売・発信に努めています。また、直売所や消費地において食農教育を実施し、食の文化や地域農業の大切さを伝えています。

＜購買事業＞

○生産資材

各営農センター、資材センターにおいて肥料、農薬、飼料、生産資材等の販売を行っています。また、期限切れ等廃棄農薬の適正な回収処理、及び廃棄プラスチック等のリサイクル、環境保全活動に取り組んでいます。

○生活資材

組合員、地域住民の暮らしに必要な生活用品（日用品・衣料品・耐久資材等）の販売を行っています。共同購入運動等を実践し、組合員が必要とする生活用品を提供する「暮らしの拠点」として、毎日の暮らしを応援する役割を担っています。

＜保管事業＞

穀物（米、麦、大豆等）の保管業務に取り組み、善良な保管管理の徹底に努めています。

＜利用事業＞

共同利用施設（カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗センター、選果場、集出荷場、畜産施設、堆肥施設等）の運営、観光事業などを行っています。

＜営農指導事業＞

生産基盤である栽培面積の維持・拡大を図るべく、営農センターにおいて「出向く営農指導」を実施しています。少量多品目の指導体制の強化、新規就農者への技術習得支援などに取り組んでいます。また、消費者に信頼される産地づくりのため、トレーサビリティ体制に取り組み、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の導入を進めています。

＜生活指導事業＞

女性組織の育成・支援、地域の特徴を生かした加工品の製造・販売などに努め、地産地消に取り組んでいます。

＜葬祭事業＞

ＪＡメモリアルホール「報恩舎」「福本」「あじさい」にて葬儀施行サービスを行っています。また、「いきいき中央倶楽部」の会員を対象に、お得な割引サービス（葬儀施行割引、ほのぼの旅行割引）を提供しています。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」はＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日)	令和7年度 (令和8年1月31日)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	150,763,525	150,016,537
(1) 現金	1,150,700	1,144,504
(2) 預金	116,928,911	111,023,574
系統預金	116,886,216	110,429,621
系統外預金	42,695	593,953
(3) 有価証券	8,040,861	9,200,902
国債	3,085,464	2,963,542
地方債	659,230	880,750
政府保証債	87,670	77,810
社債	4,086,860	5,073,126
株式	5,947	30,416
受益証券	115,690	175,257
(4) 貸出金	24,697,681	28,524,332
(5) その他の信用事業資産	168,656	303,207
未収収益	111,977	245,276
その他の資産	56,678	57,931
(6) 貸倒引当金	△ 223,286	△ 179,983
2. 共済事業資産	15,772	19,024
(1) その他の共済事業資産	15,772	19,024
3. 経済事業資産	3,543,398	4,068,232
(1) 経済事業未収金	1,006,711	842,691
(2) 経済受託債権	1,173,445	1,798,446
(3) 棚卸資産	549,340	501,972
購買品	422,804	381,446
宅地等	40,579	37,487
その他棚卸資産	85,957	83,038
(4) その他の経済事業資産	1,013,940	1,101,723
(5) 貸倒引当金	△ 200,039	△ 176,600
4. 雑資産	723,793	619,224
(1) 全国農協職員共済会預け金	97,161	97,922
(2) 長期前払費用	153	99
(3) その他の雑資産	562,920	457,892
(4) 差入保証金	65,904	65,804
(5) 貸倒引当金	△ 2,345	△ 2,493
5. 固定資産	16,346,445	15,877,456
(1) 有形固定資産	16,295,060	15,815,475
建物	17,535,011	17,592,724
機械装置	9,439,613	9,698,620
土地	9,922,270	9,877,543
建設仮勘定	163,911	135,217
其他有形固定資産	5,667,595	5,677,699
減価償却累計額	△ 25,384,084	△ 26,020,824
減損損失累計額	△ 1,049,257	△ 1,145,505
(2) 無形固定資産	51,385	61,981
6. 外部出資	5,311,701	5,618,561
(1) 外部出資	5,311,701	5,618,561
系統出資	4,708,930	5,015,930
系統外出資	476,321	476,181
子会社等出資	126,450	126,450
7. 繰延税金資産	111,411	84,246
資産の部合計	176,816,048	176,303,284

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日)	令和7年度 (令和8年1月31日)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	156,866,821	156,777,354
(1) 貯金	156,414,465	156,397,100
(2) 借入金	242,823	193,581
(3) その他の信用事業負債	209,532	186,672
未払費用	65,011	151,648
その他の負債	144,521	35,024
2. 共済事業負債	407,969	393,513
(1) 共済資金	114,210	97,259
(2) 未経過共済付加収入	289,625	291,882
(3) その他の共済事業負債	4,133	4,371
3. 経済事業負債	2,304,194	2,732,481
(1) 支払手形	13,506	6,044
(2) 経済事業未払金	929,837	757,389
(3) 経済受託債務	1,183,564	1,783,953
(4) その他の経済事業負債	177,285	185,094
4. 設備借入金	3,440,436	3,252,882
5. 雑負債	741,397	887,459
(1) 未払法人税等	6,987	30,000
(2) 子会社退職金預り金	37,371	37,371
(3) 資産除去債務	66,205	65,640
(4) その他の負債	630,833	754,447
6. 諸引当金	525,534	306,761
(1) 賞与引当金	26,368	27,670
(2) 退職給付引当金	473,634	258,486
(3) 役員退職慰労引当金	16,200	20,603
(4) データ通信費引当金	9,331	—
7. 再評価に係る繰延税金負債	1,638,460	1,632,788
負債の部合計	165,924,814	165,983,240

(純資産の部)		
1. 組合員資本	7,913,710	7,968,281
(1) 出資金	3,370,162	3,271,423
(2) 資本準備金	11,390	11,390
(3) 利益剰余金	4,595,010	4,743,541
利益準備金	2,551,192	2,561,192
その他利益剰余金	2,043,818	2,182,349
特別積立金	956,149	966,149
目的積立金	900,600	920,600
再評価積立金	282	282
当期末処分剰余金	186,786	295,318
(うち当期剰余金)	(35,943)	(150,779)
(4) 処分未済持分	△ 62,852	△ 58,074
2. 評価・換算差額等	2,977,523	2,351,763
(1) その他有価証券評価差額金	△ 657,031	△ 1,268,503
(2) 土地再評価差額金	3,634,555	3,620,266
純資産の部合計	10,891,233	10,320,044
負債及び純資産の部合計	176,816,048	176,303,284

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日)	令和7年度 (自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日)	科 目	令和6年度 (自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日)	令和7年度 (自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日)
1. 事業総利益	3,072,559	3,175,288	(13) その他事業収益	676,307	653,076
事業収益	7,328,549	7,583,638	(14) その他事業費用	466,081	455,630
事業費用	4,255,989	4,408,349	その他事業総利益	210,225	197,446
(1) 信用事業収益	1,095,123	1,299,083	(15) 指導事業収入	108,953	93,629
資金運用収益	984,297	1,179,764	(16) 指導事業支出	177,382	157,083
(うち預金利息)	(516,649)	(716,400)	指導事業収支差額	△ 68,429	△ 63,454
(うち有価証券利息)	(108,124)	(139,769)	2. 事業管理費	3,019,171	2,871,961
(うち貸出金利息)	(285,892)	(323,434)	(1) 人件費	1,673,291	1,535,611
(うちその他受入利息)	(73,630)	(160)	(2) 業務費	298,348	268,881
役務取引等収益	47,045	48,052	(3) 諸税負担金	154,213	167,205
その他事業直接収益	4,938	441	(4) 施設費	885,981	892,542
その他経常収益	58,842	70,825	(5) その他事業管理費	7,335	7,720
(2) 信用事業費用	266,681	436,712	事業利益	53,387	303,326
資金調達費用	89,808	262,314	3. 事業外収益	283,666	234,856
(うち貯金利息)	(89,126)	(261,445)	(1) 受取雑利息	18,165	7,937
(うち給付補填備金繰入)	(671)	(869)	(2) 受取出資配当金	60,332	45,422
(うち借入金利息)	(11)	(—)	(3) 賃貸料	168,429	161,200
役務取引等費用	17,419	17,306	(4) 雑収入	36,739	20,296
その他事業直接費用	1,451	(—)	4. 事業外費用	214,300	189,195
その他経常費用	158,001	157,091	(1) 支払雑利息	38,340	48,324
(うち貸倒引当金繰入額)	(△26,001)	(△ 43,303)	(2) 寄付金	32	33
信用事業総利益	828,442	862,371	(3) 賃貸施設費用	133,712	126,803
(3) 共済事業収益	909,178	929,504	(4) 雑損失	41,658	13,886
共済付加収入	844,184	849,766	(5) その他引当金繰入額	556	147
その他の収益	64,993	79,737	経常利益	122,753	348,987
(4) 共済事業費用	94,306	110,118	5. 特別利益	1,029,487	182,948
共済推進費	62,360	75,245	(1) 固定資産処分益	3,082	21,681
共済保全費	8,342	8,470	(2) 一般補助金	1,026,404	161,267
その他の費用	23,604	26,403	6. 特別損失	1,118,437	321,180
共済事業総利益	814,871	819,385	(1) 固定資産処分損	10,966	32,219
(5) 購買事業収益	2,575,603	2,560,226	(2) 固定資産圧縮損	1,026,404	161,267
購買品供給高	2,518,128	2,516,363	(3) 減損損失	81,066	127,693
購買手数料	25,459	23,173	税引前当期利益	33,803	210,756
その他の収益	32,016	20,690	法人税・住民税及び事業税	4,550	38,483
(6) 購買事業費用	2,417,417	2,381,323	法人税等調整額	△ 6,690	21,492
購買品供給原価	2,288,090	2,278,854	法人税等合計	△ 2,140	59,976
購買品供給費	83,353	83,168	当期剰余金	35,943	150,779
その他の費用	45,972	19,300	当期首繰越剰余金	117,220	130,249
(うち貸倒引当金繰入額)	(26,843)	(2,249)	土地再評価差額金取崩額	33,622	14,288
購買事業総利益	158,186	178,903	当期未処分剰余金	186,786	295,318
(7) 販売事業収益	750,666	773,677	(注) 損益計算書における購買品供給高は一部を純額表示していま		
販売手数料	611,792	639,550	す		
その他の収益	138,873	134,126			
(8) 販売事業費用	221,215	202,302			
販売費	26,805	32,307			
その他の費用	194,410	169,995			
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,039)	(△ 26,223)			
販売事業総利益	529,450	571,375			
(9) 保管事業収益	16,041	16,396			
(10) 保管事業費用	19,474	20,888			
保管事業総利益	△ 3,432	△ 4,491			
(11) 利用事業収益	1,260,376	1,331,484			
(12) 利用事業費用	657,132	717,731			
利用事業総利益	603,244	613,752			

3. 注記表

令和6年度

注 記 事 項	
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 満期保有目的の債券	：償却原価法（定額法）
(2) 子会社株式及び関連会社株式	：移動平均法による原価法
(3) その他有価証券	
①時価のあるもの	：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等	：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（生産資材）	…… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（生活物資）	…… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等	…… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
建物	：平成10年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは、旧定額法によっています。 平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
建物以外	：平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。 平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法及び定率法によっています。 平成24年2月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
(2) 無形固定資産	
定額法による直接償却を採用しています。	
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。	
4. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。	
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。	
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。	
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。	
また、4,000千円以下の債権については、今後一定期間の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金に計上しています。その予想損失額の見積もりにあたっては、過去3算定期間における一定期間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込等の修正を加えて予想損失率を求め、それを基に算定しております。	
上記以外の債権（正常先債権、要注意先債権（要管理先債権を含む。））については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。	
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。	
(2) 賞与引当金	
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。	
(3) 退職給付引当金	
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。	
①退職給付見込額の期間帰属方法	
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。	
②数理計算上の差異の費用処理方法	
数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。	
(4) 役員退職慰労引当金	
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。	
(5) データ通信費引当金	
支払額が未確定のデータ通信費の支払いに備えるため、当事業年度末までに発生していると見込まれる額を計上しています。	
5. 収益及び費用の計上基準	
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下	

注 記 事 項
のとおりであります。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③ 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 ④ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑤ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
【会計方針の変更に関する注記】 (棚卸資産の評価方法変更に伴う会計方針の変更) 当組合における購買品(生産資材)の評価方法は、従来、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっていましたが、当会計年度から総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しました。この変更は、当組合の管理機能の強化及びシステムの運営管理費用の削減を目的とした県JA情報システム更改に伴い、在庫評価の効率化が可能となったことによるものです。 当該会計方針の変更は、当期より県JA情報システムが更改したことから、過去の会計年度に関する当該購買品の受払記録について、システム上、総平均法による情報が入手不可能であり、この会計方針の変更を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは、実務上不可能であるため、遡及適用は行っておりません。 当該変更による購買品、購買品供給原価、事業利益、経常利益、税引前当期利益、当期剰余金及び当期末処分剰余金への影響額は軽微であります。
【会計上の見積りに関する注記】 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 111,918 千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注 記 事 項	
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	
2. 固定資産の減損	
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 81,066 千円	
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。	
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。	
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。	
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	
3. 貸倒引当金	
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 425,672 千円	
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
①算定方法	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。	
②主要な仮定	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響	
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
【貸借対照表に関する注記】	
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額	
有形固定資産は、取得価額から圧縮記帳額(13,152,129 千円)を直接控除した残額を記載しております。	
2. リース契約により使用する重要な固定資産	
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として、オフコン設備・農業機械・自動車等があります。	
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額	
子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。	
金銭債権の総額	385,605 千円
金銭債務の総額	558,172 千円
4. 理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務の総額	
理事及び監事に対する記載すべき金銭債権及び金銭債務はありません。	
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額	
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は530,197 千円、危険債権額は336,506 千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
債権のうち、三月以上延滞債権額は6,732 千円、貸出条件緩和債権額は43,275 千円です。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は916,711 千円です。	
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	
6. 「土地再評価に関する法律」に基づき計上した土地再評価差額金	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。	
・再評価を行った年月日 平成13年1月31日	

注 記 事 項				
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,414,445 千円 ・同法律第3条第3項に定める評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。				
7. 担保に供した資産等				
為替決済等の為に担保に供されている資産の金額は、定期預金 2,500,000 千円 現金 300 千円 です。				
【損益計算書に関する注記】				
1. 子会社等との取引高の総額				
子会社等との取引に関する事項は次のとおりです。				
(1) 子会社等との取引による収益総額 81,859 千円				
うち事業取引高 22,559 千円				
うち事業取引以外の取引高 59,300 千円				
(2) 子会社等との取引による費用総額 136,372 千円				
うち事業取引高 129,906 千円				
うち事業取引以外の取引高 6,466 千円				
2. 固定資産減損会計の適用				
固定資産減損会計の適用にあたっては、原則、支所・事業所をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用固定資産、遊休資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所、営農施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。				
このうち、以下の資産グループについては、事業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落、使用価値の低下等が見られるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額の合計 81,066 千円を減損損失として特別損失に計上しております。				
場 所	主 用 途	種 類	減 損 損 失（千 円）	減損理由
倉吉地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	40,129	正味売却価額の低下
三朝地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	6,192	正味売却価額及び使用価値の低下
湯梨浜地区	賃貸資産	土地	3,275	正味売却価額の低下
北栄地区	賃貸資産	建物、土地、構築物、機械器具	15,748	正味売却価額及び使用価値の低下
琴浦地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	15,721	正味売却価額の低下
合 計			81,066	
当該資産グループの回収可能額は、遊休資産については正味売却価額を採用しております。正味売却価額に用いる時価は主として固定資産税評価額を基に算出しています。事業用固定資産及び賃貸資産については正味売却価額と使用価値のうち高い額を採用しており、適用した割引率は1.4%です。				
【金融商品に関する注記】				
1. 金融商品の状況に関する事項				
(1) 金融商品に対する取組方針				
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鳥取県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。				
(2) 金融商品の内容及びそのリスク				
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。				
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。				
(3) 金融商品に係るリスク管理体制				
①信用リスクの管理				
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。				
②市場リスクの管理				
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分				

注 記 事 項

析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が612,835千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	116,928,911	116,646,436	△ 282,475
有価証券			
満期保有目的の債券	2,202,314	2,303,290	100,975
その他有価証券	5,838,547	5,838,547	—
貸出金	24,697,681		
貸倒引当金(※1)	△ 223,286		
貸倒引当金控除後	24,474,394	23,861,241	△ 613,152
資産計	149,444,168	148,649,514	△ 794,653
貯金	156,414,465	155,948,718	△ 465,746
借入金	242,823	226,336	△ 16,487
設備借入金	3,440,436	3,452,173	11,737
負債計	160,097,724	159,627,227	△ 470,496

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②商品有価証券・有価証券及び外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、

注記事項

帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②設備借入金

設備借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,311,701

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	116,528,911	400,000	—	—	—	—
有価証券	—	105,700	200,000	300,000	200,000	7,700,000
満期保有目的の債券	—	—	200,000	300,000	200,000	1,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	105,700	—	—	—	6,200,000
貸出金（※1,2,3）	4,320,116	1,639,431	1,477,087	1,384,773	1,248,696	14,477,135
計	120,849,027	2,145,131	1,677,087	1,684,773	1,448,696	22,177,135

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 1,980,985 千円については、「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 136,940 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 13,500 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（※1）	137,433,032	6,547,535	8,711,194	610,579	3,040,765	71,357
借入金	31,493	35,485	36,420	29,525	24,077	85,820
設備借入金	471,712	447,960	410,158	359,783	315,675	1,435,148
計	137,936,237	7,030,980	9,157,772	999,887	3,380,517	1,592,325

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,202,314	2,303,290	100,975
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	小 計	2,202,314	2,303,290	100,975
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計	2,202,314	2,303,290	100,975	

注 記 事 項

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものの	株 式	4,897	5,947
	債 券		
	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	社 債	—	—
	受 益 証 券	109,913	115,690
	そ の 他	—	—
	小 計	114,810	121,637
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	株 式	—	—
	債 券		
	国 債	982,936	883,150
	地 方 債	699,316	659,230
	社 債	4,599,053	4,086,860
	受 益 証 券	—	—
	そ の 他	99,461	87,670
	小 計	6,380,768	5,716,910
合 計	6,495,578	5,838,547	△ 657,031

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	803,487	4,938	1,451
株 式	7,350	1,004	—
合 計	810,837	5,942	1,451

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため J A 全国共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,376,497 千円
勤務費用	95,237 千円
利息費用	5,413 千円
数理計算上の差異の発生額	11,858 千円
退職給付の支払額	△248,829 千円
期末における退職給付債務	1,240,177 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	793,686 千円
期待運用収益	5,754 千円
数理計算上の差異の発生額	△252 千円
特定退職共済制度への拠出金	68,777 千円
退職給付の支払額	△101,424 千円
期末における年金資産	766,542 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,240,177 千円
特定退職共済制度	△766,542 千円
貸借対照表計上額純額	473,634 千円
退職給付引当金	473,634 千円

注 記 事 項			
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額			
勤務費用	95,237 千円		
利息費用	5,413 千円		
期待運用収益	△5,754 千円		
数理計算上の差異の費用処理額	12,110 千円		
合 計	107,006 千円		
6. 年金資産の主な内訳			
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。			
債 券	69%		
年金保険投資	25%		
現金及び預金	6%		
その他	0%		
合計	100%		
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載			
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。			
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項			
割 引 率	0.06%～1.79%		
長期期待運用収益率	0.70%		
9. 特例業務負担金の将来見込額			
人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,556 千円を含めて計上しています。			
なお、同組合より示され令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 218,078 千円となっています。			
【税効果会計に関する注記】			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳			
繰延税金資産			
退職給付引当金	131,007	千円	
貸倒引当金繰入超過	36,152	千円	
役員退職慰労引当金	4,480	千円	
賞与引当金	7,293	千円	
減損損失否認額	134,734	千円	
減損損失否認額（土地）	337,963	千円	
税務上の繰越欠損金	6,382	千円	
その他	240,696	千円	
繰延税金資産小計（a）	898,710	千円	
評価性引当額（b）	△ 786,791	千円	
繰延税金資産合計（A = a + b）	111,918	千円	
繰延税金負債			
資産除去債務会計適用	507	千円	
繰延税金負債合計（B）	507	千円	
繰延税金資産の純額（A - B）	111,411	千円	
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因			
法定実効税率	27.66%		
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	39.87%		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 25.09%		

注 記 事 項	
住民税等均等割等	20.67%
評価性引当額の増減	△ 59.25%
その他	△ 10.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 6.33%
【賃貸等不動産に関する注記】	
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、倉吉市その他の地域において保有する建物及び土地等を賃貸の用に供しています。 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項	
(単位：千円)	
貸借対照表計上額	時 価
1,601,423	2,000,040
(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額（及び減損損失累計額）を控除した金額です。 (注2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。	
【収益認識に関する注記】	
(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	
【資産除去債務に関する注記】	
1. 当該資産除去債務の概要 当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～16年、割引率は2.043%～2.124%を採用しています。 3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	65,853 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円
時の経過による調整額	352 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円
期末残高	66,205 千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
 (2) 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法
 (3) その他有価証券
 ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（生産資材） …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 購買品（生活物資） …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 宅地等 …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- 建物 : 平成10年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは、旧定額法によっています。
 平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
 建物以外: 平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
 平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法及び定率法によっています。
 平成24年2月1日以後に取得したものは、定額法によっています。

(2) 無形固定資産

- 定額法による直接償却を採用しています。
 なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
 また、4,000千円以下の債権については、今後一定期間の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金に計上しています。その予想損失額の見積もりにあたっては、過去3算定期間における一定期間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込等の修正を加えて予想損失率を求め、それを基に算定しております。
 上記以外の債権（正常先債権、要注意先債権（要管理先債権を含む。））については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 ①退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 ②数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

- 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 ① 購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、

注 記 事 項	
	購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③ 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 ④ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑤ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
【会計上の見積りに関する注記】	
	1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 84,625 千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 127,693 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項			
3. 貸倒引当金			
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 359,077 千円			
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報			
①算定方法			
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。			
②主要な仮定			
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。			
③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響			
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。			
【貸借対照表に関する注記】			
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額			
有形固定資産は、取得価額から圧縮記帳額(13,300,733 千円)を直接控除した残額を記載しております。			
2. リース契約により使用する重要な固定資産			
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として、オフコン設備・農業機械・自動車等があります。			
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額			
子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。			
金銭債権の総額	330,937 千円	金銭債務の総額	613,814 千円
4. 理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務の総額			
理事及び監事に対する記載すべき金銭債権及び金銭債務はありません。			
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額			
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 400,804 千円、危険債権額は 477,475 千円です。			
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。			
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。			
債権のうち、三月以上延滞債権額は 8,149 千円、貸出条件緩和債権額は 37,686 千円です。			
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。			
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は 924,116 千円です。			
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。			
6. 「土地再評価に関する法律」に基づき計上した土地再評価差額金			
「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。			
・再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日			
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,489,433 千円			
・同法律第 3 条第 3 項に定める評価の方法			
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。			
7. 担保に供した資産等			
為替決済等の為に担保に供されている資産の金額は、定期預金 2,500,000 千円 現金 200 千円 です。			
【損益計算書に関する注記】			
1. 子会社等との取引高の総額			
子会社等との取引に関する事項は次のとおりです。			
(1) 子会社等との取引による収益総額	68,527 千円		
うち事業取引高	13,581 千円		
うち事業取引以外の取引高	54,946 千円		

注 記 事 項				
(2) 子会社等との取引による費用総額		127,266	千円	
うち事業取引高		114,120	千円	
うち事業取引以外の取引高		13,125	千円	
2. 固定資産減損会計の適用				
固定資産減損会計の適用にあたっては、原則、支所・事業所をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用固定資産、遊休資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所、営農施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 このうち、以下の資産グループについては、事業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落、使用価値の低下等が見られるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額の合計 127,693 千円を減損損失として特別損失に計上しております。				
場 所	主 用 途	種 類	減 損 損 失 (千 円)	減損理由
倉吉地区	一般・賃貸・遊休資産	建物、土地	114,674	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
湯梨浜地区	賃貸資産	土地	2,589	正味売却価額の低下
北栄地区	賃貸・遊休資産	建物、土地	2,445	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
琴浦地区	一般・賃貸資産	建物、土地	7,984	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
合 計			127,693	
当該資産グループの回収可能額は、遊休資産については正味売却価額を採用しております。正味売却価額に用いる時価は主として固定資産税評価額を基に算出しています。事業用固定資産及び賃貸資産については正味売却価額と使用価値のうち高い額を採用しており、適用した割引率は0.9%です。				
【金融商品に関する注記】				
1. 金融商品の状況に関する事項				
(1) 金融商品に対する取組方針				
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鳥取県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。				
(2) 金融商品の内容及びそのリスク				
当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。				
(3) 金融商品に係るリスク管理体制				
①信用リスクの管理				
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。				
②市場リスクの管理				
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が599,846千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。				
③資金調達に係る流動性リスクの管理				

注 記 事 項

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	111,023,574	110,695,902	△ 327,672
有価証券			
満期保有目的の債券	2,201,872	2,210,360	8,487
其他有価証券	6,999,029	6,999,029	—
貸出金	28,524,332		
貸倒引当金（※1）	△ 179,983		
貸倒引当金控除後	28,344,349	25,863,371	△ 2,480,977
資産計	148,568,824	145,768,662	△ 2,800,162
貯金	156,397,100	155,689,435	△ 707,664
借入金	193,581	111,980	△ 81,601
設備借入金	3,252,882	3,246,960	△ 5,921
負債計	159,843,563	159,048,375	△ 795,186

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②商品有価証券・有価証券及び外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②設備借入金

設備借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

注 記 事 項

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,618,561

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	110,623,574	400,000	—	—	—	—
有価証券	700,000	700,000	300,000	311,200	500,000	7,752,439
満期保有目的の債券	—	200,000	300,000	200,000	500,000	1,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	700,000	500,000	—	111,200	—	6,752,439
貸出金(※1, 2, 3)	4,112,966	1,643,976	1,669,036	1,595,226	1,383,262	18,017,227
計	115,436,540	2,743,976	1,969,036	1,906,426	1,883,262	25,769,667

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,713,437千円については、「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 96,636千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,000千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※)	134,305,218	7,564,204	10,841,638	2,645,344	971,027	69,667
借入金	30,148	30,960	25,875	22,239	21,358	62,998
設備借入金	493,547	455,745	405,370	361,262	319,458	1,217,500
計	134,828,913	8,050,909	11,272,883	3,028,845	1,311,843	1,350,165

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,298,821	1,313,090	14,268
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	小 計	1,298,821	1,313,090	14,268
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	903,051	897,270	△ 5,781
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	903,051	897,270	△ 5,781
合 計		2,201,872	2,210,360	8,487

注 記 事 項

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものの	株 式	24,700	30,416
	債 券		
	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	社 債	—	—
	受 益 証 券	165,133	175,257
	そ の 他	—	—
	小 計	189,834	205,673
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	株 式	—	—
	債 券		
	国 債	983,921	761,670
	地 方 債	998,020	880,750
	社 債	5,996,255	5,073,126
	受 益 証 券	—	—
	そ の 他	99,501	77,810
	小 計	8,077,698	6,793,356
合 計	8,267,532	6,999,029	△ 1,268,503

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	300,000	441	—
株 式	19,180	4,701	—
そ の 他	111,400	—	—
合 計	430,580	5,142	—

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため J A 全国共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,240,177 千円
勤務費用	89,279 千円
利息費用	5,027 千円
数理計算上の差異の発生額	△109,568 千円
退職給付の支払額	△203,518 千円
期末における退職給付債務	1,021,398 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	766,542 千円
期待運用収益	5,946 千円
数理計算上の差異の発生額	2,519 千円
特定退職共済制度への拠出金	68,255 千円
退職給付の支払額	△80,351 千円
期末における年金資産	762,910 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,021,398 千円
特定退職共済制度	△762,910 千円
貸借対照表計上額純額	258,486 千円
退職給付引当金	258,486 千円

注 記 事 項			
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額			
勤務費用	89,279	千円	
利息費用	5,027	千円	
期待運用収益	△5,946	千円	
数理計算上の差異の費用処理額	△112,087	千円	
合 計	△23,726	千円	
6. 年金資産の主な内訳			
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。			
債 券	73%		
年金保険投資	24%		
現金及び預金	3%		
その他	0%		
合 計	100%		
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載			
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。			
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項			
割 引 率	0.59%～4.38%		
長期期待運用収益率	0.95%		
9. 特例業務負担金の将来見込額			
人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,879 千円を含めて計上しています。			
なお、同組合より示され令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 188,965 千円となっています。			
【税効果会計に関する注記】			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳			
繰延税金資産			
退職給付引当金	72,941	千円	
貸倒引当金繰入超過	48,296	千円	
役員退職慰労引当金	5,847	千円	
賞与引当金	7,653	千円	
減損損失否認額	152,831	千円	
減損損失否認額（土地）	355,303	千円	
その他	617,485	千円	
繰延税金資産小計（a）	1,062,112	千円	
評価性引当額（b）	△ 977,486	千円	
繰延税金資産合計（A = a + b）	84,625	千円	
繰延税金負債			
資産除去債務会計適用	378	千円	
繰延税金負債合計（B）	378	千円	
繰延税金資産の純額（A - B）	84,246	千円	
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因			
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。			
3. 税率の変更による繰延税金資産への影響額			
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66%から 28.38%に変更されました。			

注 記 事 項	
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,133千円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。	
【賃貸等不動産に関する注記】	
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、倉吉市その他の地域において保有する建物及び土地等を賃貸の用に供しています。	
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項	
（単位：千円）	
貸借対照表計上額	時 価
1,791,446	2,067,214
（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額（及び減損損失累計額）を控除した金額です。	
（注2）当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。	
【収益認識に関する注記】	
（収益を理解するための基礎となる情報） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	
【資産除去債務に関する注記】	
1. 当該資産除去債務の概要 当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～14年、割引率は1.979%～2.124%を採用しています。	
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	66,205 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
時の経過による調整額	327 千円
資産除去債務の履行による減少額	892 千円
期末残高	65,640 千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1. 当期末処分剰余金	186,786,455	295,318,226
2. 剰余金処分額	56,536,550	142,133,490
(1) 利益準備金	10,000,000	35,000,000
(2) 任意積立金	30,000,000	75,000,000
(うち特別積立金)	(10,000,000)	(25,000,000)
(うち農業振興積立金)	(10,000,000)	(25,000,000)
(うち固定資産リスク調整積立金)	(10,000,000)	(25,000,000)
(3) 出資配当金	16,536,550	32,133,490
3. 次期繰越剰余金	130,249,905	153,184,736

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

(1) 普通出資に対する配当の割合

令和 6 年度 年 0.5%

令和 7 年度 年 1.0%

2. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準は次のとおりです。

(1) 農業振興積立金

○ 積立目的 農業振興を長期的かつ計画的に図るため積み立てる。

○ 積立目標額 1,000,000,000 円

○ 積立基準 毎事業年度の剰余金処分において任意積立金への積立額の 20%以上を積み立てる。

(2) 固定資産リスク調整積立金

○ 積立目的 固定資産の減損会計、資産除去債務会計等の適用、固定資産の処分など、固定資産に関連して生ずる費用・損失に備えるため積み立てる。

○ 積立目標額 500,000,000 円

○ 積立基準 積立目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

○ 営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額

令和 6 年度 3,000,000 円

令和 7 年度 8,000,000 円

5. 部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,659,862	1,299,083	929,504	4,855,165	490,038	86,070	
事業費用 ②	4,484,574	436,712	110,118	3,487,464	313,063	137,214	
事業総利益 (①－②) ③	3,175,288	862,371	819,385	1,367,700	176,974	△ 51,143	
事業管理費 ④	2,871,961	526,753	530,408	1,379,580	280,142	155,076	
うち減価償却費 ⑤)	733,799	43,460	23,315	608,358	52,031	6,633	
うち人件費 ⑤')	1,535,611	366,205	360,463	492,496	185,894	130,552	
※うち共通管理費 ⑥		69,684	63,951	178,975	21,546	11,086	△ 345,244
うち減価償却費 ⑦)		8,333	7,648	21,404	2,576	1,325	△ 41,289
うち人件費 ⑦')		12,183	11,181	31,292	3,767	1,938	△ 60,362
事業利益 (③－④) ⑧	303,326	335,617	288,976	△ 11,880	△ 103,167	△ 206,220	
事業外収益 ⑨	234,856	46,514	42,687	123,870	14,382	7,401	
※うち共通分 ⑩		46,514	42,687	119,465	14,382	7,400	△ 230,449
事業外費用 ⑪	189,195	32,112	28,302	108,587	15,560	4,633	
※うち共通分 ⑫		29,107	26,712	74,758	9,000	4,630	△ 144,210
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	348,987	350,019	303,361	3,402	△ 104,345	△ 203,451	
特別利益 ⑭	182,948	36,926	33,888	94,841	11,417	5,874	
※うち共通分 ⑮		36,926	33,888	94,841	11,417	5,874	△ 182,948
特別損失 ⑯	321,180	64,827	59,493	166,500	20,045	10,313	
※うち共通分 ⑰		64,827	59,493	166,500	20,045	10,313	△ 321,180
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	210,756	322,119	277,756	△ 68,256	△ 112,972	△ 207,890	
営農指導事業分配賦 ⑲		—	—	207,890	—	△ 207,890	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	210,756	322,119	277,756	△ 276,147	△ 112,972		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直接課することができない部分
（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 事業総利益割、人数割、人件費を除いた事業管理費割の3つの割合を均等に加味して配賦する。
- (2) 営農指導事業 全額農業関連事業へ配賦する。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	20.18	18.52	51.84	6.24	3.21	100.00
営農指導事業	—	—	100.00	—	—	100.00

3. 上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

6. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人（東京都港区）の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	8,675	8,699	7,770	7,392	7,660
信用事業収益	1,185	1,085	1,096	1,095	1,299
共済事業収益	1,055	1,027	939	909	930
農業関連事業収益	5,679	5,826	5,016	4,757	4,855
生活その他事業収益	665	665	647	532	490
営農指導事業収益	91	96	73	98	86
経常利益	379	357	132	123	349
当期剰余金	117	134	36	36	151
出資金 （出資口数）	3,581 (3,581,101)	3,529 (3,528,990)	3,449 (3,449,218)	3,370 (3,370,162)	3,271 (3,271,423)
純資産額	11,723	11,224	11,183	10,891	10,320
総資産額	177,076	179,393	179,867	176,816	176,303
貯金等残高	157,026	160,081	159,755	156,414	156,397
貸出金残高	21,559	21,494	21,947	24,698	28,524
有価証券残高	7,192	7,250	7,871	8,041	9,201
剰余金配当金額	39	40	17	17	32
出資配当額	18	17	17	17	32
事業利用分量配当額	22	23	—	—	—
職員数	309	297	283	270	272
単体自己資本比率	12.15	11.91	11.59	12.49	13.07

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資金運用収支	894	917	23
役務取引等収支	30	31	1
その他信用事業収支	62	△ 86	△ 148
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	929 (0.61)	949 (0.63)	20 (0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,073 (1.69)	3,175 (1.69)	103 (0.00)
事業純益	237	416	179
実質事業純益	241	416	175
コア事業純益	241	416	175
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	241	404	163

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	151,819	983	0.65	149,568	1,180	0.79
うち預金	119,453	589	0.49	112,907	716	0.63
うち有価証券	8,493	108	1.27	9,648	140	1.45
うち貸出金	23,873	286	1.20	27,013	323	1.20
資金調達勘定	159,134	90	0.06	156,633	262	0.17
うち貯金・定期積金	158,872	90	0.06	156,408	262	0.17
うち借入金	261	—	—	225	—	—
総資金利ざや	—	—	0.24	—	—	0.28

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受 取 利 息	△ 7	197
うち預金	△ 31	128
うち有価証券	10	32
うち貸出金	14	38
支 払 利 息	61	173
うち貯金・定期積金	61	173
うち借入金	0	0
差引	△ 68	25

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	77,758 (48.9)	79,171 (50.6)	1,413
定 期 性 貯 金	81,114 (51.0)	77,236 (49.4)	△ 3,878
合 計	158,872 (100.0)	156,408 (100.0)	△ 2,464

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	76,717 (100.0)	74,728 (100.0)	△ 1,989
うち固定自由金利定期	76,709 (99.9)	74,721 (99.9)	△ 1,988
うち変動自由金利定期	8 (0.1)	7 (0.1)	△ 1

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	340	503	163
証 書 貸 付	21,527	24,698	3,171
当 座 貸 越	2,005	1,812	△ 193
割 引 手 形	—	—	—
合 計	23,873	27,013	3,140

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	17,348 (70.2)	21,466 (75.3)	4,118
変 動 金 利 貸 出	7,350 (29.8)	7,058 (24.7)	△ 292
合 計	24,698 (100.0)	28,524 (100.0)	3,826

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	167	135	△ 32
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	360	312	△ 48
小 計	528	447	△ 81
農業信用基金協会保証	13,398	14,618	1,220
そ の 他 保 証	345	385	40
小 計	13,743	15,003	1,260
信 用	10,427	13,074	2,647
合 計	24,698	28,524	3,826

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	14,642 (59.3)	15,760 (55.3)	1,118
運 転 資 金	10,056 (40.7)	12,764 (44.7)	2,708
合 計	24,698 (100.0)	28,524 (100.0)	3,826

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	3,720 (15.3)	3,710 (13.0)	△ 10
林 業	21 (0.1)	20 (0.1)	△ 1
水 産 業	39 (0.2)	36 (0.1)	△ 3
製 造 業	739 (3.0)	883 (3.1)	144
鉱 業	12 (0.1)	16 (0.1)	4
建 設 ・ 不 動 産 業	569 (2.2)	663 (2.3)	94
電気・ガス・熱供給水道業	171 (0.7)	225 (0.8)	54
運 輸 ・ 通 信 業	455 (1.9)	421 (1.5)	△ 34
金 融 ・ 保 険 業	4,295 (17.7)	4,373 (15.3)	78
サ ー ビ ス 業	3,345 (13.8)	3,387 (11.9)	42
地 方 公 共 団 体	4,910 (20.2)	7,611 (26.7)	2,701
そ の 他	6,422 (24.7)	7,179 (25.2)	757
合 計	24,698 (100.0)	28,524 (100.0)	3,826

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農業	3,130	2,897	△ 233
穀作	149	138	△ 11
野菜・園芸	439	384	△ 55
果樹・樹園農業	175	171	△ 4
工芸作物	20	22	2
養豚・肉牛・酪農	625	601	△ 24
養鶏・養卵	8	13	5
養蚕	0	0	-
その他農業	1,714	1,568	△ 146
農業関連団体等	56	30	△ 26
合 計	3,186	2,927	△ 259

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プロパー資金	1,746	1,632	△ 114
農業制度資金	1,439	1,295	△ 144
農業近代化資金	703	622	△ 81
その他制度資金	736	673	△ 63
合 計	3,185	2,927	△ 258

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	241	194	△ 48
そ の 他	—	—	—
合 計	241	194	△ 48

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	530	69	214	193	476
	令和7年度	401	55	134	158	347
危険債権	令和6年度	337	62	270	2	334
	令和7年度	477	45	427	4	476
要管理債権	令和6年度	50	2	—	0	2
	令和7年度	46	2	6	1	9
	三月以上延滞債権	令和5年度	7	2	—	2
		令和6年度	8	2	0	4
	貸出条件緩和債権	令和5年度	43	—	1	1
		令和6年度	38	4	1	5
小計	令和6年度	917	133	483	197	813
	令和7年度	924	103	574	163	832
正常債権	令和6年度	23,846				
	令和7年度	27,678				
合計	令和6年度	24,763				
	令和7年度	28,602				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	24	28	—	24	28	28	18	—	28	18
個別貸倒引当金	226	195	1	226	195	195	162		195	162
合 計	250	223	1	249	223	223	180		223	180

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却額と個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値を掲載しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	61,845	230,150	64,375	227,216
	金 額	43,356,258	53,918,476	41,883,794	55,892,501
代金取立為替	件 数	2	0	1	2
	金 額	11,837	—	10,001	8,425
雑 為 替	件 数	2,526	161	2,135	160
	金 額	2,541,247	43,847	2,776,379	126,837
合 計	件 数	65,000	230,954	66,511	227,378
	金 額	45,909,343	53,962,324	44,670,174	56,027,763

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国 債	3,128,730	3,184,644	55,914
地 方 債	432,949	974,378	541,429
政 府 保 証 債	99,422	99,403	△ 19
金 融 債	—	—	—
社 債	4,724,666	5,205,005	480,339
株 式	4,665	26,699	22,034
そ の 他 の 証 券	102,898	157,663	54,765
合 計	8,493,333	9,647,790	1,154,457

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	—	200	498	1, 106	398	983	—	3, 185
地 方 債	—	—	—	—	—	699	—	699
政府保証債	—	—	—	—	—	100	—	100
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
公社公団債	—	—	—	—	—	200	—	200
社 債	—	—	—	—	800	3, 399	200	4, 399
株 式	—	—	—	—	—	—	5	5
その他の証券	—	100	—	—	—	—	10	110
令和 7 年度								
国 債	—	498	705	600	598	784	—	3, 185
地 方 債	—	—	—	—	698	300	—	998
政府保証債	—	—	—	—	—	100	—	100
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
公社公団債	—	—	—	—	—	200	—	200
社 債	698	498	—	100	700	3, 599	200	5, 795
株 式	—	—	—	—	—	—	25	25
その他の証券	—	—	105	—	50	—	10	165

(注) 残高は償却原価によっています。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【満期保有目的の債券】

(単位：千円)

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	2, 202, 314	2, 303, 290	100, 975	1, 298, 821	1, 313, 090	14, 268
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	政保債	—	—	—	—	—	—
	小 計	2, 202, 314	2, 303, 290	100, 975	1, 298, 821	1, 313, 090	14, 268
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	—	—	—	903, 051	897, 270	△ 5, 781
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	903, 051	897, 270	△ 5, 781
合 計		2, 202, 314	2, 303, 290	100, 975	2, 201, 872	2, 210, 360	8, 487

【その他有価証券】

(単位：千円)

		令和6年度			令和7年度		
		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	株 式	4,897	5,947	1,049	24,700	30,416	5,715
	債 券						
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	受益証券	109,913	115,690	5,776	165,133	175,257	10,124
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	114,810	121,637	6,826	189,834	205,673	15,839
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券						
	国 債	982,936	883,150	△ 99,786	983,921	761,670	△ 222,251
	地方債	699,316	659,230	△ 40,086	998,020	880,750	△ 117,270
	社 債	4,599,053	4,086,860	△ 512,193	5,996,255	5,073,126	△ 923,129
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	99,461	87,670	△ 11,791	99,501	77,810	△ 21,691
	小 計	6,380,768	5,716,910	△ 663,858	8,077,698	6,793,356	△ 1,284,342
合 計		6,495,578	5,838,547	△ 657,031	8,267,532	6,999,029	△ 1,268,503

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ 金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	46,966	65,974

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託 口座数	61	75

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終 身 共 済	19,666	141,211,008	19,397	132,179,893
	定 期 生 命 共 済	389	4,288,140	484	5,189,920
	養 老 生 命 共 済	4,824	23,577,742	4,395	20,504,306
	こ ども 共 済	3,086	8,017,122	2,951	7,158,222
	医 療 共 済	14,490	3,759,350	14,372	3,215,550
	が ん 共 済	3,335	876,000	3,519	749,500
	定 期 医 療 共 済	473	1,620,900	436	1,546,100
	介 護 共 済	848	1,220,926	883	1,338,473
	認 知 症 共 済	119		114	
	生 活 障 害 共 済	344		382	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	861		880	
	年 金 共 済	7,253	67,000	7,031	27,000
建 物 更 生 共 済		21,142	256,740,448	20,542	251,778,236
合 計		73,744	433,361,517	72,435	416,528,978

(注) 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。））、年金共済は付加された定期特約金額）です。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		14,490	62,831 1,213,106	14,372	55,729 1,368,101
が ん 共 済		3,335	23,964	3,519	20,066 78,780
定 期 医 療 共 済		473	2,377	436	2,192
合 計		18,298	89,172 1,213,106	18,327	77,987 1,447,881

(注) 医療共済およびがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
介 護 共 済		848	2,084,695	883	2,281,407
認 知 症 共 済		119	299,600	114	264,600
生活障害共済（一時金型）		266	1,931,800	300	2,040,300
生活障害共済（定期年金型）		78	67,980	82	72,380
特 定 重 度 疾 病 共 済		861	1,441,300	880	1,372,500

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前		4,531	2,341,155	4,302	2,170,143
年 金 開 始 後		2,722	1,186,077	2,729	1,195,913
合 計		7,253	3,527,232	7,031	3,366,056

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,833	34,384,650	31,836	2,809	34,352,180	32,528
自 動 車 共 済	23,705		1,013,503	23,870		1,036,001
傷 害 共 済	18,681	52,452,800	25,368	19,833	56,835,700	23,958
定額定期生命共済	6	24,000	130	6	24,000	137
個人賠償責任共済	239		617	232		667
自 賠 責 共 済	8,569		148,543	8,570		148,136
合 計	54,033		1,220,000	55,320		1,241,431

(注) 金額は保障金額です。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

記載すべき事項はありません。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生 産 資 材	肥 料	601,529	53,833	593,125	54,514
	農 薬	558,256	62,278	530,125	56,962
	飼 料	519,783	20,873	552,602	19,395
	生 産 資 材 他	1,319,566	117,325	1,337,618	127,147
	店 舗 資 材	25,812	2,421	24,783	2,366
	計	3,024,949	256,733	3,038,256	260,385
生 活 物 資	生 活 資 材	64,349	6,547	80,244	8,602
	計	64,349	6,547	80,244	8,602
合 計		3,089,299	263,281	3,118,500	268,987

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	1,454,527	43,636	2,158,354	64,751
麦	29,694	891	30,138	904
豆 ・ 雑 穀	83,601	2,065	58,608	1,405
果 実	2,865,046	85,951	3,012,960	90,286
野 菜	7,057,290	211,656	7,188,644	215,653
花 卉	256,376	7,691	231,803	6,954
き の こ 類	4,442	133	4,734	142
畜 産 物	4,061,576	73,108	4,485,782	80,744
店 舗 直 販	1,061,002	186,660	1,083,338	178,709
合 計	16,873,558	611,792	18,254,365	639,550

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

記載すべき事項はありません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保 管 料	14,677	14,888
	荷 役 料	1,110	1,131
	保 管 雑 収 入	253	375
	計	16,041	16,396
費 用	保 管 材 料 費	551	625
	保 管 労 務 費	7,167	8,760
	保 管 雑 費	11,760	11,507
	そ の 他 の 費 用	△ 5	△ 4
	計	19,474	20,888

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
観 光 事 業	8,001	6,437
ラ イ ス セ ン タ ー 施 設	81,295	88,894
カントリーエレベーター施設	230,366	234,412
育 苗 施 設	350,182	389,436
選 果 場 ・ 集 出 荷 所 施 設	283,451	293,888
冷 蔵 施 設	24,540	29,432
畜 産 施 設	25,895	27,079
堆 肥 施 設	141,577	137,759
そ の 他 施 設	111,351	120,559
農 業 機 械 事 業	2,952	2,907
そ の 他 利 用 事 業	760	674
合 計	1,260,376	1,331,484

(5) その他の事業取扱実績

①指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	指 導 補 助 金	55,876	15,324
	賦 課 金 収 入	15,781	49,280
	実 費 収 入	26,864	20,287
	そ の 他	10,431	8,736
	計	108,953	93,629
支 出	営 農 改 善 費	121,481	104,460
	組 織 育 成 費	20,554	20,158
	そ の 他	35,346	32,464
	計	177,382	157,083

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.059	0.170	0.111
資本経常利益率	1.058	3.035	1.977
総資産当期純利益率	0.017	0.074	0.057
資本当期純利益率	0.310	1.311	1.001

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期 末	15.8	18.2	2.4
	期 中 平 均	15.0	17.3	2.2
貯証率	期 末	5.1	5.9	0.7
	期 中 平 均	5.3	6.2	0.8

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかわる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	7,897,173	7,936,147
うち、出資金及び資本準備金の額	3,381,552	3,282,813
うち、再評価積立金の額	282	282
うち、利益剰余金の額	4,594,728	4,743,259
うち、外部流出予定額(△)	16,536	32,133
うち、上記以外に該当するものの額	△ 62,852	△ 58,074
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	58,803	21,857
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	58,803	21,857
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,955,977	7,958,005
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	51,385	61,981
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51,385	61,981
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	51,385	61,981
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	7,904,591	7,896,023
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,370,561	58,814,061
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(△)	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	

項 目	令和6年度	令和7年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8 パーセントで除して得た額	5,916,212	1,605,209
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	63,286,773	60,419,271
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.49	13.07

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセッ ト額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	1,151	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	3,195	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,623	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	200	10	0
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	119,953	23,991	960
	法人等向け	5,638	3,240	130
	中小企業等向けおよび個人向け	1,514	970	39
	抵当権付住宅ローン	2	0	0
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	326	100	4
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等保証付	13,420	1,311	52
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	38	—	—
	出資等	1,397	1,397	56
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,397	1,397	56
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	19,910	26,238	1,050
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出 資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	300	751	30
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー）	3,920	9,799	392
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,689	15,688	628
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	110	104	4
	（うちレックスルー方式）	110	104	4
	（うちマンドレート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	172,576	57,371	2,295
	CVA リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—

中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	172,576	57,371	2,295
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8％で除して得た額	所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$	
	5,916	237	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$	
	63,287	2,531	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,145	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,196	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	75	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,639	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	200	10	0
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	114,162	23,717	949
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	5,411	2,310	92
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,944	2,309	92
	（うちトランザクター向け）	26	12	0
	不動産関連向け	47	13	1
	（うち自己居住用不動産等向け）	43	11	0
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	3	2	0
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	100	100	4
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,543	1,715	69
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	14,639	1,431	57
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	25	25	1
	共済約款貸付	38	—	—
	上記以外	20,319	27,109	1,084
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	300	751	30
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,227	10,567	423
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,792	15,791	632
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	90	65	3
	（うちルックスルー方式）	90	65	3
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—

	に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	172,671	58,814	2,353
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計	(信用リスク・アセットの額)	172,671	58,814	2,353
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,605		64
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		60,419		2,417

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,605
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	64
B I	1,070
B I C	128

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

			令和6年度					令和7年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
法人	農業		639	638	—	—	—	1,551	601	—	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		1,006		1,002	—	—	1,016	—	1,002	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		201	—	201	—	—	201	—	201	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,805	—	1,805	—	—	2,204	—	2,204	—	—
	運輸・通信業		901	—	901	—	—	1,313	—	1,303	—	—
	金融・保険業		7,884	4,100	501	—	—	9,402	4,100	1,000	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		635	335	301	—	—	680	280	400	—	—
	日本国政府・地方公共団体		4,195	299	3,897	—	—	4,479	281	4,198	—	—
	上記以外		121,885	4,910	—	—	34	118,219	7,587	—	—	—
	個人		14,691	14,502	—	—	102	16,012	15,819	—	—	—
	その他		18,624	—	—	—	—	17,504	—	—	—	—
業種別残高計			172,466	24,784	8,606	—	136	172,581	28,668	10,308	—	—
残存期間別	1年以下		118,757	2,247	—	—		112,827	1,958	701	—	
	1年超3年以下		1,905	1,304	201	—		2,536	1,135	1,000	—	
	3年超5年以下		2,269	1,769	500	—		2,518	1,736	706	—	
	5年超7年以下		2,220	1,111	1,110	—		1,978	1,275	703	—	
	7年超10年以下		4,150	2,948	1,202	—		4,905	2,903	2,002	—	
	10年超		20,311	14,912	5,393	—		24,108	19,113	4,995	—	
	期限の定めのないもの		22,854	493	200	—		23,710	548	200	—	
残存期間別残高計			172,466	24,784	8,606	—		172,581	28,668	10,308	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	53	59	—	53	59	59	22	—	59	22
個別貸倒引当金	362	365	1	361	365	365	334	1	364	334

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	1	0	—	1	0	—	0	8	—	0	8	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	145	122	—	145	122	—	122	90	—	122	90	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	19	18	—	19	18	—	18	16	—	18	16	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	195	223	1	194	223	—	223	219	1	222	219	—
業種別計		362	365	1	361	365	—	365	334	1	364	334	—

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)	
		オン・バラ ンス資産 目 的 項 目	オフ・バラ ンス資産 項 目	オン・バラ ンス資産 項 目	オフ・バラ ンス資産 項 目	信用リスク ・アセット の 額	F(=E/(C +D))
		A	B	C	D	E	
1 現金	0	1,145		1,145		0	0
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,196		3,196		0	0
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	75		75		0	0
4 国際決済銀行等向け	0						
5 我が国の地方公共団体向け	0	8,639		8,639		0	0
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
7 国際開発銀行向け	0～150						
8 地方公共団体金融機関向け	10～20	100		100		10	10
9 我が国の政府関係機関向け	10～20	200		200		10	5
10 地方三公社向け	20						
11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	114,162		114,162		23,717	21
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150						
12 カバード・ボンド向け	10～100						
13 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	5,411		5,411		2,311	43
うち特定貸付債権向け	20～150						
14 中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,889	540	2,760	55	2,309	82
うちトランザクター向け	45		263		26	12	45

15 不動産関連向け	20～150	47		44		13	29
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	43		41		11	26
(うち賃貸用不動産向け)	30～150						
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	3		3		2	70
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100～150						
16 劣後債権及びその他資本性証券等	150	100		100		100	100
17 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	1,212	3	1,211	0	1,715	142
18 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
19 取立未済手形	20						
20 信用保証協会等による保証付	0～10	14,634		14,390		1,431	10
21 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22 共済約款貸付	0	38		38		0	0
23 株式等	250～400	25		25		25	100
24 上記以外	100～1250						
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	300		300		751	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,227		4,227		10,567	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち左記以外のエクスポージャー)	100	15,791	0	15,791	0	15,791	100
25 証券化	-						
(うちSTC要件適用分)	-						
(うち短期STC要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-						
26 再証券化	-						
27 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	90		90		65	73
28 未決済取引	-						
29 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					58,814	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額
〔令和7年度〕

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,196										0		3,196			
外国の中央政府及び中央銀行向け	75										0		75			
国際決済銀行等向け																
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	8,639												0	8,639		
外国の中央政府等以外の公共部門向け													0			
地方公共団体金融機構向け			100										0	100		
我が国の政府関係機関向け	100		100										0	200		
地方三公社向け																
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け																
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	110,568		94		3,000				500					0	114,162	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け																
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	1,403		3,907		100						1				0	5,411
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等				100									0		100	
							25						0		25	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトラランザクター向け)	26			1,077			435			1,277			2,815			
	26									0			26			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5	4	21				5	1				5	41			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け																
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	3										0		3			
	60%				その他				合計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け																
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	95			12			1,104			0			1,211			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	1,145								0		1,145					
取立未済手形																
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0		14,297		0		0		93		14,390					
共済約款貸付	38								0		38					

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,623	10,623
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,315	13,315
	リスク・ウェイト 20%	904	119,953	120,857
	リスク・ウェイト 35%	—	1	1
	リスク・ウェイト 50%	3,209	96	3,305
	リスク・ウェイト 75%	—	1,305	1,305
	リスク・ウェイト 100%	159	18,621	18,780
	リスク・ウェイト 150%	28	33	60
	リスク・ウェイト 250%	—	4,220	4,220
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
計		4,299	168,167	172,466

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	140,274			139,918
40%～70%	7,012	263	10%	7,038
75%	1,666	272	10%	1,677
80%				
85%	1,236			1,236
90%～100%	448	0	20%	447
105%～130%				
150%	1,204	3	10%	1,204
250%	25			25
400%				
1250%				
その他	6	5	10%	5
合計	151,871	544	10%	151,549

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	100	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	64	－	－
抵当権住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	0	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	65	100	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	100	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人	36	－	－

向け			
自己居住用不動産等向け	5	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	80	—	—
合 計	121	100	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

◇B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）および FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	5,947	5,947	30,416	30,416
非 上 場	5,311,701	5,311,701	5,618,561	5,618,561
合 計	5,317,648	5,317,648	5,648,977	5,648,977

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和６年度			令和７年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,004	-	-	4,701	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和６年度			令和７年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,049	-	-	5,715	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	103,626	65,397
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,243	1,255	141	130
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,451	1,456		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	235	318		
7	最大値	1,451	1,456	141	130
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,896		7,905	

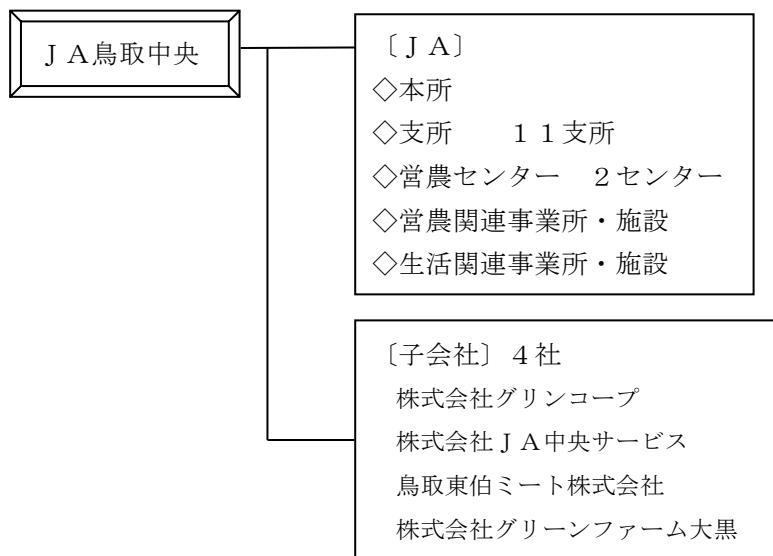
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A鳥取中央グループは、当 J A、子会社 4 社、関連法人等 4 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 4 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

会社名	主たる事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金 (千円)	当 J A の 議決権比率 (%)
(株)グリーンコープ	倉吉市越殿町 1408	建築事業、レストラン 事業	S 46. 12. 17	10,000	99.0
(株) J A 中央サービス	倉吉市福吉町 2-1588	自動車事業、石油事 業、L P ガス事業	H15. 5. 1	100,000	99.9
鳥取東伯ミート(株)	東伯郡琴浦町逢束 806	特別清算手続中	H19. 1. 4	20,000	50.0
(株)グリーンファーム大黒	倉吉市中河原 540-1	農地受託、農業経営、 新規就農者支援、農作 業代行	H 5. 4. 6	16,850	98.8

(3) 連結事業概況（令和7年度）

① 事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は4つの子会社を連結し、関連法人等2社に対して持分法を適用しております。連結決算の内容は、連結経常利益 362,546 千円、連結当期剰余金 131,561 千円、連結純資産 10,640,540 千円、連結総資産 176,376,184 千円となりました。

② 連結子会社等の事業概況

○株式会社グリーンコープ

当期の業績は、売上高 203,858 千円、経常利益 1,865 千円、当期純利益 1,840 千円となりました。

○株式会社JA中央サービス

当期の業績は、売上高 2,814,317 千円、経常利益 53,480 千円、当期純利益 30,123 千円となりました。

○鳥取東伯ミート株式会社

当期の業績は、売上高 1,174,670 千円、経常利益 △ 24,155 千円、当期純利益 △ 59,158 千円となりました。

○株式会社グリーンファーム大黒

当期の業績は、売上高 117,323 千円、経常利益 15,075 千円、当期純利益 11,206 千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益 (事業収益)	14,361,186	14,488,127	13,289,194	12,359,082	11,822,373
信用事業収益	1,173,085	1,077,003	1,088,203	1,087,853	1,291,841
共済事業収益	1,055,377	1,026,504	938,996	909,178	929,504
農業関連事業収益	7,841,621	8,064,806	7,219,461	6,943,815	6,214,272
その他事業収益	4,291,103	4,319,814	4,042,533	3,418,236	3,386,756
連結経常利益	317,256	361,916	304,058	173,933	362,546
連結当期剰余金	80,884	139,330	206,051	65,322	131,561
連結純資産額	11,909,914	11,414,640	11,518,682	11,260,918	10,640,540
連結総資産額	177,182,933	179,566,602	180,074,506	177,032,010	176,376,184
連結自己資本比率	12.45	12.23	12.13	13.14	13.69

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日)	令和7年度 (令和8年1月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年1月31日)	令和7年度 (令和8年1月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	150,606,877	149,924,746	1. 信用事業負債	156,349,428	156,172,157
(1) 現金	1,156,343	1,149,782	(1) 貯金	155,897,184	155,791,988
(2) 預金	116,954,951	111,118,514	(2) 借入金	242,823	193,581
系統預金	116,886,216	110,447,745	(3) その他の信用事業負債	209,420	186,587
系統外預金	68,734	670,769	2. 共済事業負債	407,814	393,405
(3) 有価証券	8,040,861	9,200,902	3. 経済事業負債	2,572,609	2,966,317
(4) 貸出金	24,386,968	28,241,888	(1) 支払手形	13,506	6,044
(5) その他の信用事業資産	168,580	303,140	(2) 経済事業未払金	1,089,317	889,174
未収収益	111,901	245,209	(3) 経済受託債務	1,183,564	1,783,953
その他の資産	56,679	57,932	(4) その他経済事業負債	286,220	287,144
(6) 貸倒引当金	△ 100,829	△ 89,482	4. 設備借入金	3,440,436	3,252,882
2. 共済事業資産	15,772	19,024	5. 雑負債	772,085	977,239
3. 経済事業資産	4,050,487	4,301,888	(1) 子会社退職金預り金	37,371	37,371
(1) 経済事業未収金	1,339,452	1,003,274	(2) 資産除去債務	66,205	65,640
(2) 経済受託債権	1,173,445	1,798,446	(3) その他の負債	668,509	874,227
(3) 棚卸資産	722,070	569,972	6. 諸引当金	590,258	340,852
(4) その他の経済事業資産	1,019,491	1,108,511	(1) 賞与引当金	33,557	38,831
(5) 貸倒引当金	△ 203,972	△ 178,316	(2) 退職給付に係る負債	525,051	272,390
4. 雑資産	685,308	673,143	(3) 役員退職慰労引当金	21,317	25,631
(1) 全国農協職員共済会預け金	97,161	97,922	(4) データ通信費引当金	9,331	—
(2) 長期前払費用	1,825	1,078	(5) その他引当金	1,000	4,000
(3) その他の雑資産	593,804	581,964	7. 再評価に係る繰延税金負債	1,638,460	1,632,788
(4) 貸倒引当金	△ 7,482	△ 7,821	負債の部合計	165,771,092	165,735,644
5. 固定資産	16,381,251	15,881,528			
(1) 有形固定資産	16,329,712	15,819,395	(純 資 産 の 部)		
減価償却資産	33,143,991	33,194,897	1. 組合員資本	8,326,055	8,359,861
土地	9,962,808	9,918,081	(1) 出資金	3,370,162	3,271,423
建設仮勘定	163,911	135,217	(2) 資本準備金	21,940	21,940
減価償却累計額	△25,891,741	△26,283,295	(3) 利益剰余金	4,995,769	5,125,536
減損損失累計額	△ 1,049,257	△ 1,145,505	(うち当期剰余金)	(65,322)	(131,561)
(2) その他固定資産	51,538	62,134	(4) 処分未済持分	△ 62,852	△ 58,074
6. 外部出資	5,180,901	5,491,604	(5) 子会社所有親組合出資金	△ 964	△ 964
(1) 外部出資	5,180,901	5,491,604	2. 評価・換算差額等	2,977,524	2,351,763
系統出資	4,698,930	5,015,930	(1) 其他有価証券評価差額金	△ 657,031	△ 1,268,503
系統外出資	477,631	470,082	(2) 土地再評価差額金	3,634,555	3,620,266
子会社等出資	4,340	5,592	3. 非支配株主持分	△ 41,660	△ 71,085
7. 繰延税金資産	111,411	84,246	純資産の部合計	11,260,918	10,640,540
資産の部合計	177,032,010	176,376,184	負債及び純資産の部合計	177,032,010	176,376,184

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日)	令和7年度 (自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日)
1. 事業総利益	3,804,594	3,754,056
(1)信用事業収益	1,087,853	1,291,841
(2)信用事業費用	287,417	466,870
信用事業総利益	800,436	824,970
(3)共済事業収益	909,178	929,504
(4)共済事業費用	91,101	107,720
共済事業総利益	818,077	821,783
(5)購買事業収益	5,491,958	5,457,176
(6)購買事業費用	4,826,761	4,758,792
購買事業総利益	665,197	698,384
(7)販売事業収益	749,407	773,677
(8)販売事業費用	188,037	179,451
販売事業総利益	561,369	594,226
(9)保管事業収益	16,041	16,396
(10)保管事業費用	19,350	20,630
保管事業総利益	△ 3,309	△ 4,233
(11)加工事業収益	2,001,504	1,155,712
(12)加工事業費用	1,883,739	1,196,662
加工事業総利益	117,764	△ 40,950
(13)利用事業収益	1,260,376	1,331,484
(14)利用事業費用	619,556	677,117
利用事業総利益	640,819	654,366
(15)その他事業収益	764,104	772,950
(16)その他事業費用	491,436	503,987
その他事業総利益	272,667	268,963
(17)指導事業収入	108,953	93,629
(18)指導事業支出	177,382	157,083
指導事業収支差額	△ 68,429	△ 63,454
2. 事業管理費	3,666,890	3,392,057
(1)人件費	2,225,597	2,022,807
(2)業務費	317,142	279,989
(3)諸税負担金	156,958	170,930
(4)施設費	953,034	909,493
(5)その他費用	14,158	8,837
事業利益	137,704	361,999

科 目	令和6年度 (自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日)	令和7年度 (自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日)
3. 事業外収益	256,379	194,911
(1)経済受取利息	18,335	8,136
(2)受取配当金	60,139	45,224
(3)賃貸料	114,117	109,394
(4)雑収入	59,957	30,863
(5)持分法による投資利益	2,542	1,252
(6)諸引当金戻入	1,287	41
4. 事業外費用	220,149	194,363
(1)経済支払利息	38,538	47,828
(2)貸倒損失	48	366
(3)寄付金	57	33
(4)運用固定資産償却費	133,712	126,803
(5)雑損失	46,172	16,148
(6)諸引当金繰入	1,622	3,184
経 常 利 益	173,933	362,546
5. 特別利益	1,039,625	185,466
(1)固定資産処分益	3,082	21,975
(2)一般補助金	1,036,335	162,123
(3)その他の特別利益	206	1,367
6. 特別損失	1,129,019	364,740
(1)固定資産処分損	12,738	57,369
(2)固定資産圧縮損	1,035,214	162,123
(3)減損損失	81,066	127,693
(4)その他の特別損失	—	17,554
税金等調整前当期利益	84,538	183,272
法人税・住民税及び事業税	20,230	59,693
過年度法人税・住民税・事業税	818	—
法人税等調整額	△ 6,690	21,492
法人税等合計	14,358	81,186
当 期 利 益	70,180	102,086
非支配株主に帰属する当期利益	4,858	△ 29,475
当 期 剰 余 金	65,322	131,561

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	106,828	183,272
減価償却費	824,501	563,623
減損損失	23,854	96,247
貸倒引当金の増減額(△は減少)	32,081	△ 36,650
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 388	5,273
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 101,314	△ 252,661
信用事業資金運用収益	551,575	△ 129,736
信用事業資金調達費用	51,912	△ 11,356
共済貸付金利息	△ 3,183	△ 3,252
共済借入金利息	△ 484	284
固定資産売却損益(△は益)	162,245	343,281
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 2,837,832	△ 3,854,919
貯金の純増減(△)	△ 3,324,143	△ 105,196
信用事業借入金の純増減(△)	△ 17,138	△ 49,242
その他の信用事業資産の純増(△)減	534	△ 4,823
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 5,237	△ 11,475
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	—	—
共済借入金の純増減(△)	—	—
共済資金の純増減(△)	△ 21,325	△ 16,951
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 3,070	2,257
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 71,964	335,523
経済受託債権の純増(△)減	△ 293,200	△ 713,366
棚卸資産の純増(△)減	34,050	152,097
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	172,814	△ 207,605
経済受託債務の純増減(△)	307,054	603,547
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	69,695	17,497
その他の負債の純増減(△)	169,204	177,888
小 計	2,021,988	3,569,325
雑利息及び出資配当金の受取額	—	—
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△ 21,028	△ 36,680
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,000,960	3,532,644
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,632,907	△ 2,840,515
有価証券の売却による収入	—	—
有価証券の償還による収入	806,334	413,999
補助金の受入れによる収入	1,026,404	161,267
固定資産の取得による支出	△ 2,276,257	△ 666,849
固定資産の売却による収入	—	—
外部出資による支出	△ 2,542	△ 319,640
外部出資の売却等による収入	1,538	7,548
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,077,429	△ 3,244,190
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	240	△ 187,554
出資の払戻しによる支出	△ 79,056	△ 98,739
持分の取得による支出	△ 36,058	△ 31,280
持分の譲渡による収入	34,460	36,058
出資配当金の支払額	△ 17,322	△ 16,536
非支配株主への配当金支払額	△ 600	3,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 98,336	△ 295,020
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	16,954	17,657,001
5 現金及び現金同等物の期首残高	4,352,120	6,174,295
6 現金及び現金同等物の期末残高	6,174,295	23,831,296

(8) 連結注記表

令和6年度 連結注記表

注 記 事 項	
【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
1. 連結の範囲に関する事項	
連結子会社	
・ 株式会社グリーンコープ	
・ 株式会社 J A 中央サービス	
・ 鳥取東伯ミート株式会社	
・ 株式会社グリーンファーム大黒	
2. 持分法の適用に関する事項	
持分法適用会社	
・ 有限会社グリーンサービス	
・ 株式会社北栄ドリーム農場	
3. 連結される子会社等の事業年度に関する事項	
連結子会社	
・ 株式会社グリーンコープ	令和6年2月1日から令和7年1月31日
・ 株式会社 J A 中央サービス	令和6年2月1日から令和7年1月31日
・ 鳥取東伯ミート株式会社	令和6年2月1日から令和7年1月31日
・ 株式会社グリーンファーム大黒	令和6年2月1日から令和7年1月31日
持分法適用会社	
・ 有限会社グリーンサービス	令和5年4月1日から令和6年3月31日
・ 株式会社北栄ドリーム農場	令和5年8月1日から令和6年7月31日
4. のれんの償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。	
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 満期保有目的の債券	：償却原価法（定額法）
(2) 子会社株式及び関連会社株式	：移動平均法による原価法
(3) その他有価証券	
①時価のあるもの	：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等	：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（生産資材）	…… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（生活物資）	…… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等	…… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
連結子会社は主として最終仕入原価法による原価法を採用しています。	
3. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
建物	：平成10年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
	平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは、旧定額法によっています。
	平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
建物以外	：平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
	平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法及び定率法によっています。
	平成24年2月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
(2) 無形固定資産	
定額法による直接償却を採用しています。	
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。	
4. 引当金の計上基準	

注 記 事 項

(1) 貸倒引当金

○当組合の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

また、4,000千円以下の債権については、今後一定期間の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金に計上しています。その予想損失額の見積もりにあたっては、過去3算定期間における一定期間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込等の修正を加えて予想損失率を求め、それを基に算定しております。

上記以外の債権（正常先債権、要注意先債権（要管理先債権を含む。））については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

○連結子会社の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

○当組合の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

○連結子会社の計上基準

退職給与規程に基づく当期末要支給額をもとに算定し計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) データ通信費引当金

支払額が未確定のデータ通信費の支払いに備えるため、当事業年度末までに発生していると見込まれる額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

注 記 事 項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
【会計方針の変更に関する注記】 (棚卸資産の評価方法変更に伴う会計方針の変更) 当組合における購買品（生産資材）の評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっていましたが、当会計年度から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しました。この変更は、当組合の管理機能の強化及びシステムの運営管理費用の削減を目的とした県JA情報システム更改に伴い、在庫評価の効率化が可能となったことによるものです。 当該会計方針の変更は、当期より県JA情報システムが更改したことから、過去の会計年度に関する当該購買品の受払記録について、システム上、総平均法による情報が入手不可能であり、この会計方針の変更を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは、実務上不可能であるため、遡及適用は行っておりません。 当該変更による購買品、購買品供給原価、事業利益、経常利益、税引前当期利益、当期剰余金及び当期末処分剰余金への影響額は軽微であります。
【会計上の見積りに関する注記】 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 111,918 千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 81,066 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年に作成した第9次中期経営計画及び実績を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 312,284 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

注 記 事 項				
③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。				
【連結貸借対照表に関する注記】				
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産は、取得価額から圧縮記帳額(13, 152, 129 千円)を直接控除した残額を記載しております。 2. リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として、オフコン設備・農業機械・自動車等があります。 3. 理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務の総額 理事及び監事に対する記載すべき金銭債権及び金銭債務はありません。 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 353, 686 千円、危険債権額は 336, 506 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は 6, 732 千円、貸出条件緩和債権額は 43, 275 千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 916, 711 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 5. 「土地再評価に関する法律」に基づき計上した土地再評価差額金 「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日 ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3, 414, 445 千円 ・同法律第 3 条第 3 項に定める評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。 6. 担保に供した資産等 為替決済等の為に担保に供されている資産の金額は、定期預金 2, 500, 000 千円 現金 300 千円です。				
【連結損益計算書に関する注記】				
1. 固定資産減損会計の適用 固定資産減損会計の適用にあたっては、原則、支所・事業所をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用固定資産、遊休資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所、営農施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 このうち、以下の資産グループについては、事業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落、使用価値の低下等が見られるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額の合計 81, 066 千円を減損損失として特別損失に計上しております。				
場 所	主 用 途	種 類	減 損 損 失（千 円）	減損理由
倉吉地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	40, 129	正味売却価額の低下
三朝地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	6, 192	正味売却価額及び使用価値の低下
湯梨浜地区	賃貸資産	土地	3, 275	正味売却価額の低下
北栄地区	賃貸資産	建物、土地、構築物、機械器具	15, 748	正味売却価額及び使用価値の低下
琴浦地区	賃貸・遊休資産	建物、土地、構築物、機械器具	15, 721	正味売却価額の低下
合 計			81, 066	

注 記 事 項

当該資産グループの回収可能額は、遊休資産については正味売却価額を採用しております。正味売却価額に用いる時価は主として固定資産税評価額を基に算出しています。事業用固定資産及び賃貸資産については正味売却価額と使用価値のうち高い額を採用しており、適用した割引率は1.4%です。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鳥取県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が612,835千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

注 記 事 項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	116,954,951	116,672,475	△ 282,475
有価証券			
満期保有目的の債券	2,202,314	2,303,290	100,975
其他有価証券	5,838,547	5,838,547	—
貸出金	24,386,968		
貸倒引当金(※1)	△ 100,829		
貸倒引当金控除後	24,286,139	23,672,987	△ 613,152
資産計	149,281,952	148,487,299	△ 794,653
貯金	155,897,184	155,431,437	△ 465,746
借入金	242,823	226,336	△ 16,487
設備借入金	3,440,436	3,452,173	11,737
負債計	159,580,443	159,109,946	△ 470,496

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②商品有価証券・有価証券及び外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②設備借入金

設備借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,180,901

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	116,554,951	400,000	—	—	—	—
有価証券	—	105,700	200,000	300,000	200,000	7,700,000
満期保有目的の債券	—	—	200,000	300,000	200,000	1,500,000
其他有価証券のうち満期があるもの	—	105,700	—	—	—	6,200,000
貸出金(※1,2,3)	4,009,404	1,639,431	1,477,087	1,384,773	1,248,696	14,477,135
計	120,849,027	2,145,131	1,677,087	1,684,773	1,448,696	22,177,135

注 記 事 項		
るため拠出した特例業務負担金 26,556 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示され令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 218,078 千円となっています。		
(連結子会社に関する注記) 連結子会社については、従業員数 300 人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。		
【税効果会計に関する注記】		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金	131,007	千円
貸倒引当金繰入超過	36,152	千円
役員退職慰労引当金	4,480	千円
賞与引当金	7,293	千円
減損損失否認額	134,734	千円
減損損失否認額（土地）	337,963	千円
税務上の繰越欠損金	6,382	千円
その他	240,696	千円
繰延税金資産小計（a）	898,710	千円
評価性引当額（b）	△ 786,791	千円
繰延税金資産合計（A = a + b）	111,918	千円
繰延税金負債		
資産除去債務会計適用	507	千円
繰延税金負債合計（B）	507	千円
繰延税金資産の純額（A－B）	111,411	千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
法定実効税率	27.66%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	39.87%	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 25.09%	
住民税等均等割等	20.67%	
評価性引当額の増減	△ 59.25%	
その他	△ 10.19%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 6.33%	
【賃貸等不動産に関する注記】		
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項		
当組合では、倉吉市その他の地域において保有する建物及び土地等を賃貸の用に供しています。		
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項		
(単位：千円)		
貸借対照表計上額	時 価	
1,601,423	2,000,040	
(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額（及び減損損失累計額）を控除した金額です。		
(注 2) 当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。		

【収益認識に関する注記】

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【資産除去債務に関する注記】

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～16年、割引率は2.043%～2.124%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	65,853 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
時の経過による調整額	352 千円
資産除去債務の履行による減少額	－ 千円
期末残高	66,205 千円

令和7年度 連結注記表

注 記 事 項	
【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
1. 連結の範囲に関する事項	
連結子会社	
・ 株式会社グリーンコープ	
・ 株式会社J A中央サービス	
・ 鳥取東伯ミート株式会社	
・ 株式会社グリーンファーム大黒	
2. 持分法の適用に関する事項	
持分法適用会社	
・ 有限会社グリーンサービス	
・ 株式会社北栄ドリーム農場	
3. 連結される子会社等の事業年度に関する事項	
連結子会社	
・ 株式会社グリーンコープ	令和7年2月1日から令和8年1月31日
・ 株式会社J A中央サービス	令和7年2月1日から令和8年1月31日
・ 鳥取東伯ミート株式会社	令和7年2月1日から令和8年1月31日
・ 株式会社グリーンファーム大黒	令和7年2月1日から令和8年1月31日
持分法適用会社	
・ 有限会社グリーンサービス	令和6年4月1日から令和7年3月31日
・ 株式会社北栄ドリーム農場	令和6年8月1日から令和7年7月31日
4. のれんの償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。	
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 満期保有目的の債券	: 償却原価法（定額法）
(2) 子会社株式及び関連会社株式	: 移動平均法による原価法
(3) その他有価証券	
① 時価のあるもの	: 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等	: 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（生産資材）	…… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（生活物資）	…… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等	…… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
連結子会社は主として最終仕入原価法による原価法を採用しています。	
3. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
建物	: 平成10年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
	平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは、旧定額法によっています。
	平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
建物以外	: 平成19年3月31日以前に取得したものは、旧定額法及び旧定率法によっています。
	平成19年4月1日以後に取得したものは、定額法及び定率法によっています。
	平成24年2月1日以後に取得したものは、定額法によっています。
(2) 無形固定資産	
定額法による直接償却を採用しています。	
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。	
4. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	

注 記 事 項

○当組合の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

また、4,000千円以下の債権については、今後一定期間の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金に計上しています。その予想損失額の見積もりにあたっては、過去3算定期間における一定期間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込等の修正を加えて予想損失率を求め、それを基に算定しております。

上記以外の債権（正常先債権、要注意先債権（要管理先債権を含む。））については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

○連結子会社の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

○当組合の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

○連結子会社の計上基準

退職給与規程に基づく期末要支給額をもとに算定し計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

注 記 事 項
7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
【会計方針の変更に関する注記】 (棚卸資産の評価方法変更に伴う会計方針の変更) 当組合における購買品（生産資材）の評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっていましたが、当会計年度から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しました。この変更は、当組合の管理機能の強化及びシステムの運営管理費用の削減を目的とした県 J A 情報システム更改に伴い、在庫評価の効率化が可能となったことによるものです。 当該会計方針の変更は、当期より県 J A 情報システムが更改したことから、過去の会計年度に関する当該購買品の受払記録について、システム上、総平均法による情報が入手不可能であり、この会計方針の変更を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは、実務上不可能であるため、遡及適用は行っておりません。 当該変更による購買品、購買品供給原価、事業利益、経常利益、税引前当期利益、当期剰余金及び当期末処分剰余金への影響額は軽微であります。
【会計上の見積りに関する注記】 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 84,625 千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りにについては、令和 6 年に作成した第 9 次中期経営計画及び実績を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 127,693 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年に作成した第 9 次中期経営計画及び実績を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 275,619 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注 記 事 項

【連結貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産は、取得価額から圧縮記帳額(13,300,733千円)を直接控除した残額を記載しております。
- リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として、オフコン設備・農業機械・自動車等があります。
- 理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務の総額
理事及び監事に対する記載すべき金銭債権及び金銭債務はありません。
- 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は258,384千円、危険債権額は477,475千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権額は8,149千円、貸出条件緩和債権額は37,686千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は781,695千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 「土地再評価に関する法律」に基づき計上した土地再評価差額金
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
・再評価を行った年月日 平成13年1月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,489,433千円
・同法律第3条第3項に定める評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。
- 担保に供した資産等
為替決済等の為に担保に供されている資産の金額は、定期預金 2,500,000千円 現金 200千円です。

【連結損益計算書に関する注記】

- 固定資産減損会計の適用
固定資産減損会計の適用にあたっては、原則、支所・事業所をグルーピングの最小単位としております。また、賃貸用固定資産、遊休資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所、営農施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。
このうち、以下の資産グループについては、事業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落、使用価値の低下等が見られるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額の合計127,693千円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	主 用 途	種 類	減 損 損 失 (千 円)	減損理由
倉吉地区	一般・賃貸・遊休資産	建物、土地	114,674	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
湯梨浜地区	賃貸資産	土地	2,589	正味売却価額の低下
北栄地区	賃貸・遊休資産	建物、土地	2,445	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
琴浦地区	一般・賃貸資産	建物、土地	7,984	正味売却価額の低下及び使用価値の低下
合 計			127,693	

当該資産グループの回収可能額は、遊休資産については正味売却価額を採用しております。正味売却価額に用いる時価は主として固定資産税評価額を基に算出しています。事業用固定資産及び賃貸資産については正味売却価額と使用価値のうち高い額を採用しており、適用した割引率は0.9%です。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鳥取県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が599,846千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	111,118,514	110,790,842	△ 327,672
有価証券			
満期保有目的の債券	2,201,872	2,210,360	8,487
その他有価証券	6,999,029	6,999,029	—
貸出金	28,241,888		
貸倒引当金（※1）	△ 89,482		
貸倒引当金控除後	28,152,406	25,671,428	△ 2,480,977
資産計	148,471,821	145,671,659	△ 2,800,162
貯金	155,791,988	155,084,323	△ 707,664
借入金	193,581	111,980	△ 81,601
設備借入金	3,252,882	3,246,960	△ 5,921
負債計	159,238,451	158,443,263	△ 795,186

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注 記 事 項

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②商品有価証券・有価証券及び外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②設備借入金

設備借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,491,604

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	110,718,514	400,000	—	—	—	—
有価証券	700,000	700,000	300,000	311,200	500,000	7,752,439
満期保有目的の債券	—	200,000	300,000	200,000	500,000	1,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	700,000	500,000	—	111,200	—	6,752,439
貸出金 (※1, 2, 3)	3,830,522	1,643,976	1,669,036	1,595,226	1,383,262	18,017,227
計	115,249,036	2,743,976	1,969,036	1,906,426	1,883,262	25,769,667

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 1,430,994 千円については、「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 96,636 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,000 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (※1)	133,700,106	7,564,204	10,841,638	2,645,344	971,027	69,667
借入金	30,148	30,960	25,875	22,239	21,358	62,998
設備借入金	493,547	455,745	405,370	361,262	319,458	1,217,500
計	134,223,801	8,050,909	11,272,883	3,028,845	1,311,843	1,350,165

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

注 記 事 項

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,298,821	1,313,090	14,268
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	小 計	1,298,821	1,313,090	14,268
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	903,051	897,270	△ 5,781
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	903,051	897,270	△ 5,781
合 計		2,201,872	2,210,360	8,487

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	24,700	30,416	5,715
	債 券			
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	受 益 証 券	165,133	175,257	10,124
	そ の 他	—	—	—
	小 計	189,834	205,673	15,839
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券			
	国 債	983,921	761,670	△ 222,251
	地 方 債	998,020	880,750	△ 117,270
	社 債	5,996,255	5,073,126	△ 923,129
	受 益 証 券	—	—	—
	そ の 他	99,501	77,810	△ 21,691
	小 計	8,077,698	6,793,356	△ 1,284,342
合 計		8,267,532	6,999,029	△ 1,268,503

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	300,000	441	—
株 式	19,180	4,701	—
そ の 他	111,400	—	—
合 計	430,580	5,142	—

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

(当組合に関する注記)

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため J A 全国共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,240,177 千円
勤務費用	89,279 千円
利息費用	5,027 千円
数理計算上の差異の発生額	△109,568 千円
退職給付の支払額	△203,518 千円
期末における退職給付債務	1,021,398 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	766,542 千円
期待運用収益	5,946 千円
数理計算上の差異の発生額	2,519 千円
特定退職共済制度への拠出金	68,255 千円
退職給付の支払額	△80,351 千円
期末における年金資産	762,910 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,021,398 千円
特定退職共済制度	△762,910 千円
貸借対照表計上額純額	258,486 千円
退職給付引当金	258,486 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	89,279 千円
利息費用	5,027 千円
期待運用収益	△5,946 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△112,087 千円
合 計	△23,726 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債 券	73%
年金保険投資	24%
現金及び預金	3%
その他	0%
合計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割 引 率	0.59%～4.38%
長期期待運用収益率	0.95%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,879 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 188,965 千円となっています。

(連結子会社に関する注記)

連結子会社については、従業員数 300 人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

注 記 事 項		
【税効果会計に関する注記】		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金	72,941	千円
貸倒引当金繰入超過	48,296	千円
役員退職慰労引当金	5,847	千円
賞与引当金	7,653	千円
減損損失否認額	152,831	千円
減損損失否認額（土地）	355,303	千円
その他	617,485	千円
繰延税金資産小計（a）	1,062,112	千円
評価性引当額（b）	△ 977,486	千円
繰延税金資産合計（A = a + b）	84,625	千円
繰延税金負債		
資産除去債務会計適用	378	千円
繰延税金負債合計（B）	378	千円
繰延税金資産の純額（A - B）	84,246	千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。		
3. 税率の変更による繰延税金資産への影響額		
「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い令和 9 年 2 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.6 % から 28.38% に変更されました。		
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 1,133 千円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。		
【賃貸等不動産に関する注記】		
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項		
当組合では、倉吉市その他の地域において保有する建物及び土地等を賃貸の用に供しています。		
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項		
（単位：千円）		
	貸借対照表計上額	時 価
	1,791,446	2,067,214
（注 1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額（及び減損損失累計額）を控除した金額です。		
（注 2）当事業年度末の時価は、主として観察可能な市場価格に基づく価格又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。		
【収益認識に関する注記】		
（収益を理解するための基礎となる情報）		
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。		
【資産除去債務に関する注記】		
1. 当該資産除去債務の概要		
当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。		

注 記 事 項	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～14年、割引率は1.979%～2.124%を採用しています。	
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	66,205 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
時の経過による調整額	327 千円
資産除去債務の履行による減少額	892 千円
期末残高	65,640 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	4,915,335	4,996,770
2 利益剰余金増加高	99,449	146,354
当期剰余金	65,322	131,561
その他の増加高	34,127	14,792
3 利益剰余金減少高	18,011	17,588
配当金	18,011	17,588
4 利益剰余金期末残高	4,996,770	5,125,536

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	354	258	△ 96
危険債権額	337	477	140
要管理債権額	50	46	△ 4
三月以上延滞債権額	7	8	1
貸出条件緩和債権額	43	38	△ 5
小 計	740	782	42
正常債権額	23,711	27,559	3,848
合 計	24,452	28,341	3,889

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
信 用 事 業	事業収益	1,087,853	1,291,841
	経常利益	258,950	312,618
	資産の額	158,676,731	158,115,453
共 済 事 業	事業収益	909,178	929,504
	経常利益	249,655	305,759
	資産の額	4,983,080	5,045,194
農業関連事業	事業収益	6,943,815	6,214,272
	経常利益	△ 309,605	△ 205,235
	資産の額	10,571,885	11,592,150
その他事業	事業収益	3,418,236	3,386,756
	経常利益	△ 74,708	△ 50,594
	資産の額	2,796,787	1,623,387
計	事業収益	12,359,082	11,822,372
	経常利益	124,293	362,546
	資産の額	177,028,485	176,376,184

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、13.69%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	鳥取中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,271百万円 （前年度3,370百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,305,937	8,328,691
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,392,102	3,293,363
うち、再評価積立金の額	282	282
うち、利益剰余金の額	4,992,941	5,125,253
うち、外部流出予定額 (△)	16,536	32,133
うち、上記以外に該当するものの額	△ 62,852	△ 58,074
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	58,803	21,822
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	58,803	21,822
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,364,740	8,350,514
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	51,385	62,134
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51,385	62,134
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	51,385	62,134
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	8,313,355	8,288,380
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,370,561	58,913,207
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,916,212	1,605,209
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	63,286,773	60,518,417
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.14	13.69

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2025 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセッ ト額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	1,156	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	3,195	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,623	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	200	10	0
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	119,953	23,991	960
	法人等向け	5,325	3,049	122
	中小企業等向けおよび個人向け	1,514	970	39
	抵当権付住宅ローン	2	0	0
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	326	100	4
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等保証付	13,420	1,311	52
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	38	—	—
	出資等	1,397	1,397	56
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,397	1,397	56
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	20,100	26,429	1,058
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出 資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	300	751	30
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー）	3,920	9,799	392
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,880	15,878	635
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	110	104	4
	（うちルックスルー方式）	110	104	4
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	172,460	57,371	2,295
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—

中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	172,460	57,371	2,295
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8％で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	5,916	237	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	63,287	2,531	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,145	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,196	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	75	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,639	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	200	10	0
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	114,162	23,717	949
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	5,411	2,310	92
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,944	2,309	92
	（うちトランザクター向け）	26	12	0
	不動産関連向け	47	13	1
	（うち自己居住用不動産等向け）	43	11	0
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	3	2	0
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	100	100	4
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,400	1,689	68
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	14,639	1,431	57
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	25	25	1
	共済約款貸付	38	—	—
	上記以外	20,445	27,234	1,089
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	300	751	30
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,227	10,567	423
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,917	15,916	637
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	90	65	3
	（うちルックスルー方式）	90	65	3
	（うちマナデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—

	に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	172,654	58,913	2,357
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		172,654	58,913	2,357
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		1,605		64
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 b=a×4%
		60,518		2,421

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,605
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	64
B I	1,070
B I C	128

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p. 73) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び

三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

			令和6年度					令和7年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		639	638	—	—	—	1,551	601	—	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		1,006		1,002	—	—	1,016	—	1,002	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		201	—	201	—	—	201	—	201	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,805	—	1,805	—	—	2,204	—	2,204	—	—
	運輸・通信業		901	—	901	—	—	1,313	—	1,303	—	—
	金融・保険業		7,884	4,100	501	—	—	9,402	4,100	1,000	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		323	22	301	—	—	537	136	400	—	—
	日本国政府・地方公共団体		4,195	299	3,897	—	—	4,479	281	4,198	—	—
	上記以外		121,885	4,910	—	—	34	118,219	7,587	—	—	—
	個人		14,691	14,502	—	—	102	16,012	15,819	—	—	—
	その他		18,814	—	—	—	—	17,630	—	—	—	—
業種別残高計			172,344	24,471	8,606	—	136	172,563	28,524	10,308	—	—
	1年以下		118,579	2,068	—	—		112,827	1,958	701	—	
	1年超3年以下		1,905	1,304	201	—		2,536	1,135	1,000	—	
	3年超5年以下		2,269	1,769	500	—		2,518	1,736	706	—	
	5年超7年以下		2,220	1,111	1,110	—		1,978	1,275	703	—	
	7年超10年以下		4,015	2,813	1,202	—		4,905	2,903	2,002	—	
	10年超		20,311	14,912	5,393	—		24,108	19,113	4,995	—	
	期限の定めのないもの		23,044	493	200	—		23,693	404	200	—	
残存期間別残高計			172,344	24,471	8,606	—		172,563	28,524	10,308	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

6. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	53	59	—	53	59	59	22	—	59	22
個別貸倒引当金	217	243	1	216	243	243	245	1	242	245

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	1	1	—	1	1	—	1	8	—	1	8	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	19	18	—	19	18	—	18	16	—	18	16	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	195	223	1	194	223	—	223	219	1	222	219	—
業種別計		217	243	1	216	243	—	243	245	1	242	245	—

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バラ ンス資産 目 的	オフ・バラ ンス資産 目 的	オン・バラ ンス資産 目 的	オフ・バラ ンス資産 目 的	信用リスク ・アセット の額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C +D))
1 現金	0	1,145		1,145		0	0
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,196		3,196		0	0
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	75		75		0	0
4 国際決済銀行等向け	0						
5 我が国の地方公共団体向け	0	8,639		8,639		0	0
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
7 国際開発銀行向け	0～150						
8 地方公共団体金融機関向け	10～20	100		100		10	10
9 我が国の政府関係機関向け	10～20	200		200		10	5
10 地方三公社向け	20						
11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	114,162		114,162		23,717	21
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150						
12 カバード・ボンド向け	10～100						
13 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	5,411		5,411		2,311	43
うち特定貸付債権向け	20～150						
14 中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,889	540	2,760	55	2,309	82
うちトランザクター向け	45		263		26	12	45
15 不動産関連向け	20～150	47		44		13	29

	うち自己居住用不動産等向け)	20～75	43		41		11	26
	うち賃貸用不動産向け)	30～150						
	うち事業用不動産関連向け)	70～150	3		3		2	70
	うちその他不動産関連向け)	60						
	うちADC向け)	100～150						
16	劣後債権及びその他資本性証券等	150	100		100		100	100
17	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	1,160	3	1,158	0	1,689	146
18	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
19	取立未済手形	20						
20	信用保証協会等による保証付	0～10	14,634		14,390		1,431	10
21	株式会社地産経済活性化支援機構等による保証付	10						
22	共済約款貸付	0	38		38		0	0
23	株式等	250～400	25		25		25	100
24	上記以外	100～1250						
	うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	300		300		751	250
	うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,227		4,227		10,567	250
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0	
	うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
	うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち左記以外のエクスポージャー)	100	15,916	0	15,916	0	15,916	100
25	証券化	-						
	うち STC 要件適用分)	-						
	うち短期 STC 要件適用分)	-						
	うち不良債権証券化適用分)	-						
	うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-						
26	再証券化	-						
27	リスク・ウェイトのみよし計算が適用されるエクスポージャー	-	90		90		65	73
28	未決済取引	-						
29	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額に算入されなかったものの額(△)	-						
	合計(信用リスク・アセットの額)	-					58,913	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024 年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
〔令和7年度〕

(単位：百万円)

	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,196					0	3,196						
外国の中央政府及び中央銀行向け	75					0	75						
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	8,639						0	8,639					
外国の中央政府等以外の公共部門向け							0	100					
地方公共団体金融機構向け		100					0	100					
我が国の政府関係機関向け	100	100					0	200					
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	110,568	94	3,000		500			0	114,162				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	1,403	3,907	100			1			0	5,411			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等株		100				0	100						
式等			25			0	25						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	26	1,077	435	1,277	2,815								
	26			0	26								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5	4	21				5	1				5	41
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	3						0	3					
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	42	12	1,104	0	1,211								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,145				0	1,145							
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付	0	14,297	0	0	93	14,390							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付	38				0								

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,623	10,623
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,315	13,315
	リスク・ウェイト 20%	904	119,953	120,857
	リスク・ウェイト 35%	—	1	1
	リスク・ウェイト 50%	3,209	96	3,305
	リスク・ウェイト 75%	—	1,305	1,305
	リスク・ウェイト 100%	159	18,499	18,658
	リスク・ウェイト 150%	28	33	60
	リスク・ウェイト 250%	—	4,220	4,220
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
計		4,299	168,045	172,344

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	140,274			139,918
40%～70%	6,958	263	10%	6,985
75%	1,666	272	10%	1,677
80%				
85%	1,236			1,236
90%～100%	448	0	20%	447
105%～130%				
150%	1,204	3	10%	1,204
250%	25			25
400%				
1250%				
その他	6	5	10%	5
合計	151,818	544	10%	151,496

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.73)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	64	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	0	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	65	100	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	100	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人 向け	36	—	—
自己居住用不動産等向け	5	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	0	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	80	—	—
合 計	121	100	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.73)をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.73)をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,947	5,947	30,416	30,416
非上場	5,180,901	5,180,901	5,491,604	5,491,604
合計	5,186,848	5,186,848	5,522,020	5,522,020

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,004	-	-	4,701	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,049	-	-	5,715	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	103,626	65,397
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた手法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p.73)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,243	1,255	141	130
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,451	1,456		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	235	318		
7	最大値	1,451	1,456	141	130
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,896		7,905	

VII 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当 J A の令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 5 月 25 日

鳥取中央農業協同組合

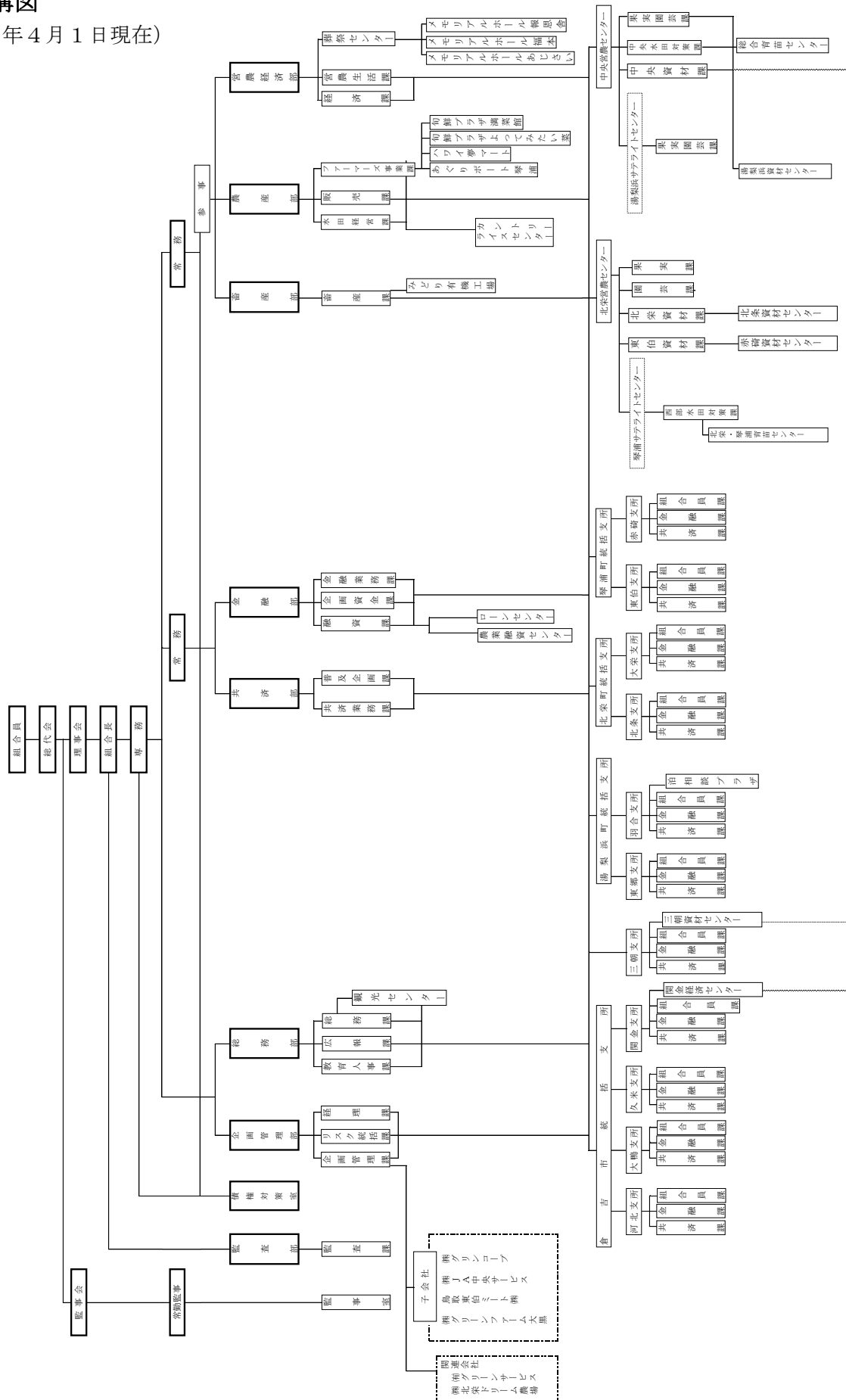
代表理事組合長

蔵増 保則

【JAの概要】

1. 機構図

(令和8年4月1日現在)



2. 役員構成

(令和8年1月末現在)

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当、その他
代表理事組合長	上 本 武	常 勤	有	実践的能力者、JA 全農鳥取県本部会長など
代表理事専務	向 井 敏 弘	常 勤	有	実践的能力者、JA 鳥取県中央会監事など
代表理事常務	戸 田 勲	常 勤	有	営農・販売担当、実践的能力者
代表理事常務	武 部 護	常 勤	有	金融・共済担当、実践的能力者
理 事	栗 原 隆 政	非 常 勤	無	総務管理生活委員会、実践的能力者、実務精通役員
理 事	御 調 光 久	非 常 勤	無	金融共済委員会、認定農業者
理 事	井 川 敦 雄	非 常 勤	無	総務管理生活委員会、実践的能力者
理 事	藤 原 治	非 常 勤	無	営農販売委員会、実践的能力者
理 事	濱 田 淳	非 常 勤	無	金融共済委員会、実践的能力者
理 事	倉 長 邦 彦	非 常 勤	無	金融共済委員会、認定農業者
理 事	石 井 通 人	非 常 勤	無	営農販売委員会、認定農業者
理 事	野 田 年 仁	非 常 勤	無	総務管理生活委員会、認定農業者
理 事	伊 藤 裕 章	非 常 勤	無	金融共済委員会、実践的能力者
理 事	蔵 増 保 則	非 常 勤	無	総務管理生活委員会、実践的能力者
理 事	村 岡 幸 枝	非 常 勤	無	総務管理生活委員会、女性理事
理 事	松 田 祥 子	非 常 勤	無	金融共済委員会、女性理事
理 事	盛 山 由 紀 子	非 常 勤	無	営農販売委員会、認定農業者、女性理事
理 事	淀 瀬 卓 也	非 常 勤	無	営農販売委員会、認定農業者
代 表 監 事	山 本 満 則	非 常 勤	無	
常 勤 監 事	向 井 信 博	常 勤	無	実務精通役員
監 事	齊 尾 謙 一	非 常 勤	無	
監 事	笠 見 和 昭	非 常 勤	無	
監 事	野 見 幸 雄	非 常 勤	無	
員 外 監 事	池 田 弘 之	非 常 勤	無	
理 事	寺 地 政 明	非 常 勤	無	営農販売委員会、認定農業者

(備 考) 令和7年8月14日付にて、寺地政明氏は理事を退職いたしました。

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正組合員	9,907	9,654	△ 253
個 人	9,829	9,575	△ 254
法 人	78	79	1
准組合員	10,745	10,789	44
個 人	10,358	10,402	44
農 業 協 同 組 合	1	1	0
そ の 他 の 団 体	386	386	0
合 計	20,652	20,443	△ 209

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
鳥取中央農協		羽合	
西瓜生産部	341	湯梨浜メロン生産部	8
メロン生産部	71	羽合苺部会	8
白ねぎ生産部	174	羽合ぶどう部会	28
梨連絡協議会	434	農事組合長会	28
ぶどう生産部	122	女性会 羽合支部	78
柿生産部	103	泊	
ブロッコリー生産部	113	泊西瓜部会	6
椎茸生産部	15	泊ほうれん草部会	27
にんにく生産部	8	奈良漬小玉西瓜部会	8
長芋生産部	74	農事組合長会	6
らっきょう生産部	128	女性会 泊支部	78
肉牛肥育生産部	11	北条	
養豚生産部	4	北条白ねぎ生産部	47
和牛生産部	69	ぶどう生産部	78
農事組合長 会長会	470	イチジク生産部	10
青壮年部	142	農事組合長会	21
女性会	2,027	青壮年部 北条支部	13
コスモスの会	98	女性会 北条支部	168
年金友の会	10,439	大栄	
青色申告友の会	910	西瓜組合協議会	193
直売所運営協議会	1,087	北栄町ほうれん草部会	38
倉吉		ミニトマト部会	15
西瓜生産部	117	きゅうり部会	12
メロン生産部	41	花卉部会	44
秋冬野菜生産部	24	小玉西瓜部会	61
ゆきっこ大根生産部	6	抑制メロン部会	80
玉葱生産部	2	小松菜生産部	45
倉吉関金白ネギ生産部	89	果実部	7
大原トマト組合	6	ぶどう部会	5
花卉生産部	9	メロン部会	15
チンゲンサイ生産部	32	北栄町葉ねぎ部会	7
梨生産部	99	オリジナル野菜友の会	26
梅生産部	3	農事組合長会	26
ミニトマト生産部会	10	女性会 大栄支部	191
再生紙マルチ稲作研究会	5	琴浦	
農事組合長会	139	西瓜生産部	25
青壮年部 倉吉支部	108	ブロッコリー生産部	125
女性会 河北支部	219	梨生産部	124
女性会 倉吉支部	70	梅生産部	6
女性会 大鴨支部	170	栗生産部	22
女性会 久米支部	330	琴浦ミニトマト生産部	56
満菜館友の会	-	白ねぎ生産部	38
よってみたい菜友の会	-	青壮年部 琴浦支部	11
三朝		あぐりポート友の会	-
トマト生産部	2	東伯	
菌床生産部	1	ぶどう生産部	11
農事組合長会	52	農事組合長会	68
三朝神倉大豆生産部	28	女性会 東伯支部	196
女性会 三朝支部	116	赤碕	
関金		エリザベスメロン生産部	7
わさび生産部	9	農事組合長会	38
農事組合長会	56	女性会 赤碕支部	147
女性会 関金支部	170		
湯梨浜			
青壮年部 湯梨浜支部	10		
夢マート友の会	-		
東郷			
東郷果実部	204		
東郷果実部梅生産部	18		
水田作協議会	20		
農事組合長会	36		
女性会 東郷支部	94		

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

記載すべき事項はありません。

6. 地区一覧

区域	地区	区域	地区	区域	地区	区域	地区
倉吉市	上北条	湯梨浜町	長 瀬	北栄町	中北条	琴浦町	上 郷
	上 井		浅 津		下北条		古布庄
	西 郷		橋 津		大 誠		
	倉 吉		宇 野		栄		
	小 鴨		泊		大 谷		
	上小鴨		舎 人		由 良		
	北 谷		花 見	琴浦町	赤 碕		
	高 城		東 郷		以 西		
	社	三朝町	旭		成 美		
	灘 手		小 鹿		安 田		
	南 谷		三 徳		八 橋		
	矢 送		三 朝		浦 安		
	山 守		竹 田		下 郷		

7. 沿革・あゆみ

年 月 日	行 事 内 容 及 び 処 理 事 項
平成10年 2月 1日	「JA鳥取中央」発足 合併開所式・合併記念式典
7月 1日	倉吉市と大栄町に物流センター完成・開所式
7月25日	東郷梨選果場竣工式
平成11年 4月 2日	東部営農センター開所式
12月 8日	ハワイ夢マートオープン（農産物直売所）
平成12年 1月25日	葬祭センター開所式
4月 2日	横田肥料物流センター竣工式
30日	Aコープ倉吉店閉鎖
5月29日	赤碕資材センター完成
6月10日	羽合町基幹支所開所式
10月24日	大豆共同乾燥調整施設竣工式
11月13日	倉吉市基幹支所開所式
平成13年 4月 1日	平茸施設のグリーンファーム移管
7月 1日	倉吉パークスクエア内に直売店「フルテリア」オープン
8月 5日	倉吉駅前、小鹿、三朝、矢送、東郷、浅津、由良の7つの地区支所を近隣支所に統合
6日	支所統合式
9月10日	三朝町資材センター開所式
10月 1日	東郷支所に「田畑簡易郵便局」移転開局
11月22日	総合育苗施設・中央資材センター・久米給油所合同竣工式
23日	横田に中央資材センター（JAN・JAN）、久米SSオープン
12月15日	Aコープ東郷店竣工式
平成14年 3月31日	7給油所の廃止
4月30日	Aコープペアー店閉鎖
5月 7日	信用事業システムJASTEMに移行・県内JA電算システム更新
8月 5日	西部自動車センター竣工（北栄）
28日	倉吉・大栄カントリーエレベーター「サンライス大灘」完成
11月 1日	株式会社ジャコム中央誕生
12月19日	コンビニエンス・ストア「ポプラ倉吉福吉店」オープン
平成15年 3月 1日	3営農センター開所式（中央・東部・西部）
5月 1日	㈱JA中央サービス設立（農機自然事業部門を株式会社化に）

年 月 日	行 事 内 容 及 び 処 理 事 項
	8日 J A鳥取中央合併5周年記念大会
	9月19日 ポプラ2号店「ハワイ中央店」オープン
	11月8日 新支所開所式・旧支所閉所式
	12月18日 イノシシ解体処理施設完成（三朝支所）
平成16年	4月21日 赤碕SS竣工式オープン（初のセルフSS）
	29日 第1期あぐりキッズスクール開校式
	8月3日 あぐりポート琴浦店竣工式
	6日 三朝おひさま市開所式
	20日 赤碕ミニトマト選果場竣工式
	9月29日 フルテリア西郷店開所式
	10月8日 赤碕白ネギ共選施設竣工式
	24日 倉吉農産物加工施設開所式
	12月24日 葬祭会館「報恩舎」竣工式
平成17年	4月9日 直販事業本部開所（旧西郷支所）
	11月21日 セブン銀行とATM提携開始
平成18年	1月30日 花見SSセルフ化工事起工式
	3月11日 合併予備契約調印式
	4月27日 山守発電所開所式
	5月11日 関金加工所開所式
	5月27日 セルフ湯梨浜竣工式（旧花見給油所）
	10月24日 高城デイサービスセンター起工式
	27日 コンビニエンス・ストア「ポプラ中央栄店」竣工式
平成19年	2月1日 J Aとうはくと合併新「J A鳥取中央」誕生合併記念式
	2日 (株)ピアベール中部葬祭会館（琴浦町）と業務提携（会館葬儀）
	3月2日 福祉センター「ひだまり」竣工式
	19日 福祉センター「ひだまり」開所式
	5月31日 営農技術センター開設式
	6月15日 新鮮市場「プラッツ中央」竣工式
	7月31日 田舎茶屋「縁満」・直販店「楽市楽座」竣工式
	10月6日 子育て支援サポート「キッズ倶楽部」創立式
10月11日～14日	和牛博覧会 in とっとり～第9回全国和牛能力共進会鳥取県大会～併催「大自然の恵み・とっとりファーム2007」（大地と海のフェスタ）
	11月1日 セルフ倉吉SSオープン
	26日 合併10周年記念大会・記念碑「勤耕報徳」除幕式
平成20年	2月6日 第50回記念全国家の光大会（J A鳥取中央 家の光文化賞受賞）
	8日 ハワイ夢マート竣工式
	9日 プラッツ中央ATM開所式
	5月24日 パープルタウンATM開所式
平成21年	1月9日 育苗バイテクセンター開所式
	7月17日 (株)アグリラテール大黒設立
	10月2日 三朝大豆加工所開所式
	10日 J Aメモリアルホール福本開所式
	11月3日 安田福祉センターさくら台開所式
	12月12日 旬鮮プラザ満菜館オープン
平成22年	11月9日 全国らっきょうサミット鳥取大会
平成23年	5月22日 ポプラJ A三徳店オープン
	8月12日 セルフ中央SSオープン
	9月10日 ポプラJ A山守店オープン
	10月14日 あぐりポート琴浦2号店オープン
	12月16日 ポプラJ A古布庄店オープン
平成24年	1月17日 八橋福祉センターなでしこ開所式
	6月14・15日 新世紀J A第12回セミナー（J A鳥取中央）
平成25年	2月1日 J A鳥取中央15周年記念式典
平成26年	4月16日 琴浦ミニトマト選果機竣工式

年 月 日	行 事 内 容 及 び 処 理 事 項
7月26日	あぐりポート琴浦店10周年記念祭
平成27年 3月16日	ハワイ夢マートリニューアルオープン
平成28年 1月15日	メモリアルホール「あじさい」オープン
10月2日	北栄ドリーム農場お披露目式
12月16日	河北支所竣工式
平成29年11月 1日	ジャコム中央事業移管
平成30年 2月 1日	J A鳥取中央合併20周年記念式典
平成30年 4月 1日	大栄支所竣工
平成30年12月15日	「旬鮮プラザよってみたい菜」竣工式
令和2年 2月 1日	Aコープ4店舗を株式会社Aコープ西日本へ経営移管
令和4年 2月14日	西倉吉、三徳、栄出張所の業務を管轄支所へ移行
令和4年 3月28日	倉吉支所の業務を本所へ、泊支所の業務を羽合支所へ移行
令和5年 2月 2日	J A鳥取中央合併25周年記念式典
令和6年 3月26日	Aコープ店舗事業終了（トピア店）
令和7年9月30日	鳥取東伯ミート(株) 営業終了・特別清算決議

8. 店舗等のご案内

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
＜本所・支所・相談プラザ＞			
本所	倉吉市越殿町 1409	(0858) 23-3090	1
河北支所	倉吉市大平町 362-7	(0858) 26-0541	1
大鴨支所	倉吉市上古川 170-1	(0858) 28-0841	1
久米支所	倉吉市横田 150	(0858) 28-0641	1
三朝支所	東伯郡三朝町本泉 371	(0858) 43-0914	1
関金支所	倉吉市関金町大鳥居 201	(0858) 45-3112	1
東郷支所	東伯郡湯梨浜町中興寺 378	(0858) 32-2114	1
羽合支所	東伯郡湯梨浜町久留 26-1	(0858) 35-3009	1
泊相談プラザ	東伯郡湯梨浜町園 2202-1	(0858) 34-2511	1
北条支所	東伯郡北条町江北 792-2	(0858) 36-5346	1
大栄支所	東伯郡北条町由良宿 554-5	(0858) 49-1159	2
東伯支所	東伯郡琴浦町徳万 558-1	(0858) 53-1615	2
赤碕支所	東伯郡琴浦町赤碕 1997-1	(0858) 55-1021	1
＜A T Mのみ設置＞			
倉吉市シルバー人材センター	倉吉市駄経寺町 2-8-1	—	1
パープルタウン	倉吉市山根 557-1	—	1
満菜館	倉吉市西倉吉町 21-5	—	1
三徳	東伯郡三朝町片柴 1329	—	1
竹田	東伯郡三朝町穴鴨 168	—	1
山守	倉吉市関金町今西 1023-1	—	1
湯梨浜サテライトセンター	東伯郡湯梨浜町長和田 1322-1	—	1
下北条	東伯郡北条町北尾 517-8	—	1
栄	東伯郡北条町亀谷 285	—	1
ブラッツ中央	東伯郡琴浦町逢束 806	—	1
琴浦サテライトセンター	東伯郡琴浦町鋤 474	—	1
以西	東伯郡琴浦町高岡 470	—	1



鳥取中央農業協同組合

鳥取県倉吉市越殿町1409番地

TEL (0858) 23-3000

<http://www.ja-tottorichuou.or.jp>